

議案第72号

大阪市教育振興基本計画の策定について

大阪市教育振興基本計画を別紙のとおり策定する。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

大阪市教育振興基本計画を策定するため、大阪市教育行政基本条例第4条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

大阪市教育振興基本計画

令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)

大阪市

目次

第1編 大綱

1	教育をめぐる現状と計画策定の経緯	1
2	計画策定の内容	
(1)	計画の位置付け	5
(2)	計画の範囲	5
(3)	他の計画等との理念の共有	5
(4)	計画の構成・期間	5
3	基本理念、最重要目標等	
(1)	基本理念	6
(2)	3つの最重要目標	6
(3)	施策推進における基本的な方向	8
4	9つの基本的な方向	
	基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現	9
	基本的な方向2 豊かな心の育成	10
	基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上	11
	基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上	12
	基本的な方向5 健やかな体の育成	13
	基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	14
	基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり	15
	基本的な方向8 生涯学習の支援	16
	基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進	17
5	計画の進め方と進捗管理	
(1)	成果と課題の見える化	18
(2)	分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）	18

第2編 施策（具体的な取組）

1	施策の体系	19
2	施策の内容	
	基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現	
1-1	いじめへの対応	21
1-2	不登校への対応	23

1-3	問題行動への対応	24
1-4	児童虐待等への対応	25
1-5	防災・減災教育の推進	26
1-6	安全教育の推進	27

基本的な方向2 豊かな心の育成

2-1	道徳教育の推進	28
2-2	キャリア教育の充実	29
2-3	人権を尊重する教育の推進	30
2-4	インクルーシブ教育の推進	31
2-5	多文化共生教育の推進	32

基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

3-1	就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進	33
-----	------------------------	----

基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

4-1	言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）	34
4-2	「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実）	35
4-3	英語教育の強化	36
4-4	全市共通テスト等の実施と分析・活用	37

基本的な方向5 健やかな体の育成

5-1	体力・運動能力向上のための取組の推進	38
5-2	健康教育・食育の推進	39

基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

6-1	ICTを活用した教育の推進	40
6-2	データ等の根拠に基づく施策の推進（教育ビッグデータの活用等）	42

基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

7-1	働き方改革の推進	43
7-2	教員の資質向上・人材の確保	45
7-3	大学連携の推進（新教育センターの設置）	47
7-4	教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）	48
7-5	カリキュラム・マネジメントの推進（校園長によるマネジメントの強化）	49
7-6	学校配置の適正化	50

基本的な方向8 生涯学習の支援

8-1	「生涯学習大阪計画」に基づいた取組	51
8-2	「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	52
8-3	学校図書館の活性化	53

基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

9-1	教育コミュニティづくりの推進	54
9-2	地域学校協働活動の推進	55

参考 根拠法令・用語解説

(1)	根拠法令	56
(2)	用語解説	57

第1編

大綱

(基本理念・最重要目標等)

(国際的な教育をめぐる動向)

平成27年(2015年)9月、150か国を超える加盟国が出席した国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で17の持続可能な開発目標(SDGs)と、これに関連する169のターゲットが示されました。開発目標の一つである教育に関する目標(SDG4)として、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が定められ、その目標達成に向け、国連教育科学文化機関(UNESCO:ユネスコ)、加盟国政府、NGO等によって、「教育2030行動枠組み」が採択され、更なる教育分野での国際協力を推進していくこととされました。

平成28年(2016年)5月には、G7教育大臣会合が日本で開催されました。その会合において採択された倉敷宣言では、教育の果たすべき新たな役割として、『『社会的包摂』、『共通価値の尊重』の促進』、「新しい時代に求められる資質・能力の育成」、「新たな役割を果たすための国際協力の更なる推進」が示されるとともに、教育を受けることは人間の基本的な人権であり、世界の平和と繁栄、持続可能な社会の構築のために不可欠な要素であるとの認識の下、国際協働のより一層の推進、教育を世界、各国の優先的アジェンダへ引き上げることの必要性等が確認されました。

また、経済開発協力機構(OECD)では、令和12年(2030年)という近未来において子どもたちに求められるコンピテンシーを検討するとともに、コンピテンシーの育成につながるカリキュラムや教授法等について検討していく「Education2030」プロジェクトを推進しています。

(国の教育振興基本計画)

国においては、教育基本法(平成18年法律第120号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、平成20年(2008年)7月に計画期間を10年間とした第1期教育振興基本計画が策定されました。

その後、計画に基づき施策が推進されてきましたが、国内外の社会情勢や教育の現状と課題に鑑み、より未来志向の視点に立った改善方を計画に位置付けることが必要であることから、平成25年(2013年)6月に、計画期間を平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)とする国の第2期教育振興基本計画が策定されました。

この計画では、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、産業の空洞化や生産年齢人口の減少など我が国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として、「自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の構築」が掲げられ、この実現に向けて、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの基本的方向性が示されました。

平成30年(2018年)6月には、計画期間を平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間とする国の第3期教育振興基本計画が策定されました。

第3期教育振興基本計画においては、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、令和12年(2030年)以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されています。あわせて、各種教育施策の効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるための方策について示されています。

また、平成31年(2019年)4月、中央教育審議会は、文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問されたことを受け、議論を積み重ね、令和3年(2021年)1月26日に『『令和の日本型学校教育』の構築を

目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」を取りまとめました。必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承や学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の実現、新学習指導要領の確実な実施など、今後の方向性が示されました。

(平成23年3月策定「大阪市教育振興基本計画」)

本市においては、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて定めるその地域における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「大阪市教育振興基本計画」(以下「計画」という。)を平成23年(2011年)3月に策定しました。

(平成25年3月改訂「大阪市教育振興基本計画」)

平成23年(2011年)に策定した計画に基づいて施策を進めてきた結果、一定の成果が見られたものの、依然として様々な課題が存在していたことから、平成24年(2012年)5月に大阪市教育行政基本条例(平成24年大阪市条例第75号)を、同年7月に大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号)を制定し、大阪市教育行政基本条例第4条に規定された策定手続に基づき、平成25年(2013年)3月に計画を改訂しました。

(平成25年3月改訂の計画の期間1年延長と「施策の大綱」への位置付け)

平成25年(2013年)3月改訂の計画で示された改革の方向性に沿い、目標の達成に向け具体的な施策に取り組んできましたが、この取組の施行期間の最終年度である平成27年度(2015年度)において、平成28年度(2016年度)以降の本市の市政改革計画が策定される方針が示されたことにより、計画の改訂に当たっては、市政運営の基本的な方向性について確認する必要があること、また、取り組んできた施策の成果と課題を検証し、予算と連動した計画とする必要があることなどから、施行期間を平成28年度末(2016年度末)までと1年間延長することを、平成27年度末(2015年度末)に決定しました。

また、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3の規定に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、平成25年(2013年)3月改訂の計画をもってこれに代えることとしました。

(平成29年3月改訂「大阪市教育振興基本計画」)

平成28年度(2016年度)には、本市において、子どもに関連する二つの大きな取組がありました。一つは幼児教育に関する取組、もう一つは子どもの貧困に関する取組です。

幼児期は、生涯にわたり自己実現をめざし、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、この時期にこそ全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要であるとの認識の下、国に先駆け、平成28年(2016年)4月から5歳児に係る幼児教育の無償化を実施しました。

子どもの貧困に関しては、平成26年(2014年)1月施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づき、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年(2014年)8月に策定される中、本市においては、平成27年(2015年)3月に「大阪市子ども・子育て支援計画」を策定しました。これらの幼児教育や貧困に関する取組の動きを踏まえながら、平成29年(2017年)3月に、計画期間を平成29年度(2017年度)から4年間とする改革の第2ステージとして計画を改訂しました。

(平成29年3月改訂の計画の中間見直しと期間1年延長)

平成29年(2017年)3月に改訂した計画は、平成31年(2019年)3月をもって、4年の計画期間の中間を迎え、前半期の取組状況の振り返りを実施しました。振り返りの中で進捗に課題・改善が必要であるICTを活用した教育の推進やいじめ、不登校等への対応、日本語指導の充実について、取組内容の修正・変更、追加等を令和2年(2020年)3月に行いました。

しかし、この計画の最終年度である令和2年度(2020年度)において、令和元年度末(2019年度末)から広がった新型コロナウイルス感染症により、全学校園を長期にわたり臨時休業とするなど、教育活動にも甚大な影響があり、社会の状況が大きく変化しました。これらの状況も考慮して、令和2年度末(2020年度末)、この計画について、「学びの保障」等に関連して早急に反映すべき内容であるICTを活用した教育の更なる推進やいじめ・問題行動に対応する制度の活用、健康教育の推進等の一部内容を修正して、令和3年度末(2021年度末)まで計画期間の1年延長を決定しました。

(参考:これまでの策定経過一覧)

平成23年(2011年)3月	「大阪市教育振興基本計画」を策定
平成25年(2013年)3月	1次改訂
平成28年(2016年)3月	期間1年延長(1次改訂の計画)
平成29年(2017年)3月	2次改訂
令和2年(2020年)3月	中間見直し(2次改訂の計画)
令和3年(2021年)3月	期間1年延長(2次改訂の計画)

(これまでの成果と課題)

これまでの計画において、約10年にわたり現役世代への重点投資として教育施策に重点を置き、幼児教育の普及や英語力の向上、中学校給食の実施、1人1台の学習者用端末の整備など、教育環境の改善・整備を図ってきました。また、校園長のマネジメントの下「運営に関する計画」を通して、学校園全体で目標達成に向けた取組を行い、チームとしての学校力を高めるとともに、大阪市小学校学力経年調査等の調査結果を学校における授業改善や児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等に活用するなどの成果を上げることができました。

さらに、区担当教育次長への分権化や市内を4つの教育ブロックに分け教育を推進するなど、学校現場をきめ細かく支援するサポート体制の構築を進めてきました。

平成29年(2017年)3月に改訂した計画で掲げた2つの最重要目標の1つである「子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現」については、全小中学校において「学校安心ルール」の徹底や課題のある学校への生活指導員の配置などの取組を進めてきたことにより、小中学校ともに暴力行為件数が減少し、小学校では全国平均を下回るといった改善がみられました。一方、不登校児童生徒の割合については、全国と同様に増加傾向にあるなど課題も残っており、安全・安心な教育を引き続き推進していく必要があります。

もう1つの目標である「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」については、学力向上関連施策の取組により、全国学力・学習状況調査の結果では、小中学校ともに経年的に全国平均との差が縮小し改善傾向が見られてきましたが、全国水準には届いていない状況です。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、子どもの体力は全般的には緩やかな上昇傾向にありましたが、小中学校ともに男子の結果が平成30年度(2018

年度)から令和元年度(2019年度)にかけて低下し、めざす目標の水準に対して順調とは言えない状況です。今後、児童生徒一人一人の学習面や体力面、生活状況等を客観的に把握し、引き続き学力・体力の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

(新たな計画の策定に向けた検討)

本市は、貧困や様々な困難を抱えている家庭への対策として平成30年(2018年)3月に、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。また、市民が本市に暮らすことの満足度を更に向上させるため、これまでの収支不足の解消を中心とした改革から、生産性向上の視点を踏まえ、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざす新たな計画として「市政改革プラン3.0」を令和2年(2020年)4月に策定しました。ICTを活用した市民サービスの向上、官民連携の推進、効率的・効果的な行財政運営、ニア・イズ・ベターの徹底、人材育成・職場力の向上、働き方改革の6つの改革の柱に沿って具体的な方向性と取組内容を設定し、各所属長のマネジメントの下、PDCAサイクルを徹底しながら改革を進めていくことを掲げています。

一方、国においては、平成29年(2017年)に小学校・中学校の学習指導要領及び幼稚園教育要領、平成30年(2018年)に高等学校学習指導要領の改訂が行われ、すでに幼稚園・小学校・中学校においては全面実施されており、令和4年度(2022年度)には高等学校においても全面実施されます。

以上のような状況を考慮するとともに、これまでの取組の成果と課題も踏まえ、令和3年(2021年)6月の総合教育会議において、大阪市特別顧問や教育委員会事務局顧問からの助言を得ながら、市長と教育委員会で次期計画の策定に関する方向性を確認しました。その後、学識経験者の方々からの意見に加え、本市の「電子申請・オンラインアンケートシステム」などによる校長や教職員の意見、パブリック・コメントを通じての市民のみなさまの幅広い意見も反映しながら、内容を検討してきました。

なお、次の3つをコンセプトに掲げ、計画の策定に取り組みました。

計画策定における3Sコンセプト

SIMPLE (シンプル)

全体を通して、市民や学校現場等にもわかりやすい表現・構成

STRAIGHT (ストレート)

子どもたちに直に響く施策の展開

SPEEDY (スピーディ)

新たな感染症対策など社会情勢を反映したスピーディな施策の展開

(1) 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、平成30年度(2018年度)に策定された国の第3期教育振興基本計画を参酌するとともに、社会の情勢やこれまでの本市教育の取組の成果と課題等も踏まえ、令和12年(2030年)以降の社会を見据えた新たな計画として策定します。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けることとします。

(2) 計画の範囲

令和4年度(2022年度)の大阪市立高等学校の大阪府への移管に伴い、この計画は、就学前教育に始まり、小学校及び中学校(本計画では、義務教育学校の前期課程(小学校教育に相当する6年間)を「小学校」に、後期課程(中学校教育に相当する3年間)を「中学校」に含みます。「小学生」「中学生」についても同様の考え方です。)における義務教育までの学校園に関する教育施策とともに、人生100年時代を見据え、生涯を通じた学びが一層重要になっていることから、生涯学習に関する教育施策を対象範囲とします。

(3) 他の計画等との理念の共有

教育施策と関連するそれぞれの施策体系を定めた「生涯学習大阪計画」や「大阪市子ども読書活動推進計画」などの計画と整合性を図るとともに、その中でも教育の観点から重点的に取り組むべき施策については、この計画にも位置付けることとします。

また、教育施策と関連する他の施策は、それぞれの施策体系を定めた計画に基づくものであることから、本市の市政改革の方向性を示す「市政改革プラン3.0」だけでなく、それぞれの施策体系を定めた各計画を尊重しつつ、これらの計画と整合性を図りながら、教育の観点から重点的に取り組むべき施策について、この計画にも位置付けます。

(4) 計画の構成・期間

この計画では、第1編に令和12年(2030年)以降の社会を見据えた基本的な目標及び施策の大綱等を示し、第2編では、目標達成に向けた具体的な施策の内容を示しています。

施行期間については、新計画はその見据える令和12年(2030年)までの8年間の前期取組と位置づけられることから、4年間[令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)]とします。

(1) 基本理念

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。
あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

(2) 3つの最重要目標

子どもたちの最善の利益のために、教育環境を安全で安心な場とし、学力や体力の向上に効果を上げることは、本市の教育行政及び学校運営にとって、普遍的な目標であるとともに、継続的な課題でもあります。そして、これらの目標達成に向けた改善の取組や成果について、市民や保護者のみなさまに対して説明し理解を求めることは欠くことのできないものです。

したがって、これまでの「安全・安心な教育の推進」と「未来を切り拓く学力・体力の向上」については、引き続き最重要目標として全力で取組を進めます。

また、これら2つの目標を追求する上で、急速に進む社会のデジタル化に対応して学習者用端末の1人1台環境を活用した効果的な教育環境を実現するとともに、喫緊の課題である教職員の働き方改革や、人材確保・育成、変革に柔軟に取り組めるしなやかな組織づくりを推進していくことが極めて重要であることから、「学びを支える教育環境の充実」を加えた3つを「最重要目標」として定めます。

これら3つの目標のための取組を相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざします。

安全・安心な教育の推進

我が国の子どもの貧困の状況はOECD加盟36か国中20位と依然厳しく、内閣府の「令和3年版子供・若者白書」によると、「子供の貧困率及び子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率の直近値は低下しているものの、特に、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は高い水準にある。」とされています。さらに、本市においては、就学援助を受けている家庭の児童生徒が在籍している割合が、全国に比べて高い状況が続いています。

厳しい家庭環境にある幼児児童生徒を含む全ての子どもに、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友達と交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本です。

全国学力・学習状況調査の結果において、本市の子どもたちの規範意識や自尊感情は、全国平均に比べて低い状況にあります。こうした状況を直視し、全ての基礎となる幼児期から、小中学校を通した義務教育修了までの期間に、個人の尊厳の理念に基づき、基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を根絶するため、安全・安心に

必要なルールを徹底します。その際、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要です。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。

さらに、防災・減災教育や安全教育などにより、「自分の命は、自分で守る」ことの大切さを伝えるとともに、自ら危険を回避するために主体的に行動する、自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加するなど、安全を守るための力の育成をめざします。

未来を切り拓く学力・体力の向上

子どもたちの最善の利益のために、学力や体力の向上に効果を上げ、もって市民のみなさまの期待に応えることは、本市の教育行政及び学校運営にとって最優先課題の一つです。学力の向上に関しては、全国学力・学習状況調査において、経年的に全国平均との差が縮小しており、特に学力に課題のある学校への支援策の対象校では、学力に改善が見られるなど、めざす目標の達成に向けて進んでいますが、依然として厳しい状況にあり、取組の一層の強化が必要です。

義務教育以降の学力の向上及び人格の形成につなげるため、幼児期における取組を強化し、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための力をつける基礎を培います。そして、幼児期の学びをつなぐ小学校から義務教育の修了までに社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得できるよう徹底します。

幼児教育から義務教育までの各段階に応じた切れ目のない、系統的総合的な学校園教育の取組により、基礎学力、論理的思考能力を習得し、様々な情報をもとに自分の頭で考え、自己の判断と責任の下に、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となる人間を育みます。

経済・社会全体において急速に進むデジタル化とビッグデータの活用によって人工知能(AI)が重要性を増す中、全ての子どもたちに、AIに置き換えられない人間ならではの知性を磨く教育を保障することが必要です。こうしたAI時代の教育にとって最重要の学力とも言える読解力及び数理能力並びにこれらをベースにした思考力・判断力・表現力等を身に付ける言語活動・理数教育の取組を強化します。また、国境を超えて情報・知識が伝播し、多様な文化的背景を持った人々とのコミュニケーションが求められるグローバル社会において、子どもたちの可能性を広げる英語力を身に付ける教育の充実を図ります。さらに、健康で活力のある生活を送るための基礎となる体力の向上を図り、健康的な生活習慣を心掛けることができるなど、自身の健康を管理する能力の育成をめざします。

学びを支える教育環境の充実

学校教育は、子どもたちの最善の利益などの不易の目的とともに、社会の変化に素早く、そして柔軟に対応することも求められます。近年の社会変化の一つであるデジタル化は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により加速されています。本市においては、授業をはじめとする学びや生活の中でICTを効果的に活用するとともに、教育行政や学校運営においてもビッグデータの活用に取り組むなど、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。

教育DXや新教育課程の実施を含む学校教育の課題の成否は、教職員の在り方にかかっており、その資質向上が今まで以上に求められています。

加えて、学習指導のほか、児童生徒指導や部活動、保護者や地域との連携、新型コロナウイルス感染症への新た

な対応など、学校や教員に対する期待も多様化しています。

一方で、このような多岐にわたる対応は、教員の長時間勤務の要因となっています。全国の公立の小中学校の教員を対象に実施した教員勤務実態調査を見ると、教員の長時間勤務は看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになっています。このことは本市でも例外ではなく、教員の働き方改革は喫緊の課題です。本市では、スクールサポートスタッフや部活動指導員などの専門スタッフの配置・活用、校務支援システムのグループウェア機能などICTの活用による学校運営の効率化等に取り組んできた結果、時間外勤務時間の減少等の成果が見られることから、こうした取組を一層推進していきます。また、部活動については、国の方針として、令和5年度(2023年度)以降、休日の部活動の段階的な地域移行が求められていることを踏まえ、部活動の地域移行に着実に取り組んでいきます。

全国的に教員のなり手不足が深刻化する中、多様で高度な人材の確保も差し迫った課題となっています。本市では、初任給の引き上げによってここ数年の受験者数に増加傾向が見られ、学力重視の採用試験が質の確保にも効果を上げていると思われませんが、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、特別免許状を活用した採用選考により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用するなど、多様性・専門性を備えた教員組織による「チーム学校」としての指導体制を整備し、社会に開かれた教育課程の実現に向け、校長によるカリキュラム・マネジメントに取り組んでいきます。

さらに、学校の創意工夫を支援するため、大学や産業界との連携を一層進めるとともに、教育センターの改革を図り、教職員の資質向上をはじめ「学校力」アップに取り組んでいきます。

(3) 施策推進における基本的な方向

3つの「最重要目標」の達成に向け、重点的に取り組むべき施策を推進するため、次の9つの基本的な方向を示します。

最重要目標1 安全・安心な教育の推進

- (1) 安全・安心な教育環境の実現
- (2) 豊かな心の育成

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

- (3) 幼児教育の推進と質の向上
- (4) 誰一人取り残さない学力の向上
- (5) 健やかな体の育成

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

- (6) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (7) 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- (8) 生涯学習の支援
- (9) 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

ここでは9つの基本的な方向ごとの、施策や取組内容、目標を示しています。

施策の凡例:◎ ⇒特に重点的に取り組むもの ○ ⇒重点的に取り組むもの

基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現

主な施策	
◎ いじめへの対応	○ 児童虐待等への対応
◎ 不登校への対応	○ 防災・減災教育の推進
○ 問題行動への対応	○ 安全教育の推進

全ての子どもが、明るく落ち着いた教育環境の中で生き生きと学習に取り組む、学びを深め、友達と交流しながら健全に成長できる安全・安心な教育環境の実現は必要不可欠です。本市においては、個人の尊厳の理念に基づき、何よりも優先して、子どもの安全・安心と教育を受ける権利の保障に努めるという強い決意を持って取り組んでいます。その結果、暴力行為発生件数は大きく減少し、いじめの解消率では小学校が目標を達成するなど、成果が見られます。今後とも子どもに寄り添いながらぶれることなく、安全・安心な環境の中での子どもの成長につながるよう、具体的な取組を進めていきます。

特にいじめへの対応については、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先する「大阪市いじめ対策基本方針」に基づく対処、事前に明示したルールを公平・公正に適用する「学校安心ルール」を徹底します。また、児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、それぞれに応じた指導・支援を行うため、スクリーニングの実施、ICTやいじめ第三者委員会の活用など新たな取組を総合的かつ効果的に推進していきます。

取組の一つである「学校安心ルール」は、子どもが自らを律することができる力の育成をめざすものであり、全ての子どもたちが安心して成長できる安全な学校環境の実現を支えるものです。また、校則(学校のきまりや生徒心得等)については、時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、積極的に見直しを行い、児童生徒が自主的に守るように指導を行っていきます。このような、子どもが自らを律することができる力の育成とともに、減災教育や防犯・交通安全教育などを通して、安全を守るために主体的に行動できる力の育成についても取り組んでいきます。

不登校児童生徒については、全国と同様に本市においても増加傾向にあり、大きな課題となっていることから、更なる家庭との連携、教育支援センターの設置や不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校(以下「不登校特例校」という。)の設置検討(令和6年度(2024年度)開校予定)、ICTの活用等の充実を図り、児童生徒一人一人に寄り添った不登校要因への対応を行うとともに、不登校児童生徒の学習機会の確保に向けた取組を行っていきます。

近年、スマートフォン等の使用(ゲーム、動画、SNS等)に時間を費やす児童生徒が多くなっており、健康・生活習慣・学習への影響、ネットいじめなど生活指導上の課題、犯罪被害の危険等も危惧されることから、使用時間のきまりを含む節度ある適切な使用に向けたルールを策定し、家庭と連携しながらルールの活用を図っていきます。

また、新たな課題であるヤングケアラーやネグレクトを含む児童虐待等への対応について、地域、関係諸機関(区役所・福祉局・健康局・子ども青少年局・教育委員会事務局)等が連携して進めていきます。

目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	80.1%	85%
	中学校	75.2%	82%

基本的な方向2 豊かな心の育成

主な施策	
○ 道徳教育の推進	○ インクルーシブ教育の推進
○ キャリア教育の充実	○ 多文化共生教育の推進
○ 人権を尊重する教育の推進	

本市では、全国学力・学習状況調査の結果において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」「学校のきまり・規則を守っていますか」など、社会性や規範意識に関する項目について、肯定的な回答をする児童生徒の割合が全国平均以上になることを目標に掲げてきました。その結果、平成22年度(2010年度)よりの約10年間にわたり、全国平均との差が縮小され改善傾向にあります。しかし、自己肯定感・自己有用感については、全国平均と比べ改善が図られていない状況です。児童生徒が将来の夢や希望を持てるような道徳教育・キャリア教育の充実を図ることで、自己肯定感・自己有用感の改善に取り組んでいきます。

また、幼児期から義務教育修了までの期間に、子どもたちの基本的な道徳心・社会性の育成を図るため、学校教育活動全体を通じた道徳教育活動を進め、これまで実施してきた「人に親切にする」「嘘をつかない」「ルールを守る」「勉強する」といった基本的なモラルを身に付けさせる取組を引き続き進めていきます。

近年、全国的に児童生徒の自殺数が増えており、新型コロナウイルス感染症の影響によりその数が更に増加する傾向にあります。本市は、この事案に対して真正面から取り組んでまいります。自らがかけがえのない大切な存在であると実感できるよう、学校教育活動だけでなく、家庭・地域等との連携を図り、児童生徒の自尊感情を高め、他者を思いやる気持ちを育んでいきます。

小中学校で学ぶ障がいのある児童生徒は年々増加傾向にあり、これまで以上に、教員の障がいに対する理解の深化及び専門性の向上を図るなど、本市が従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進していきます。

多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、日本語指導や適応指導、母語・母文化の保障等の支援を行っていきます。さらに、「大阪市多文化共生指針」に示された取組等について、関係局や関係機関等での連携を図るとともに、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことのできる多文化共生教育を推進していきます。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	94.9%	96%
	中学校	94.2%	95%
「自分には、良いところがありますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	73.0%	77%
	中学校	72.5%	77%

基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

主な施策

○ 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

最重要目標の「未来を切り拓く学力・体力の向上」の土台には、乳幼児期の発達の特徴を踏まえた教育・保育の実践が不可欠です。乳幼児期の子どもが、身近な環境に主体的に関わりながら、遊びや生活を通して生涯にわたる人格形成の基礎や小学校以降の教育の基礎を培えるよう取り組んでいきます。

近年の科学的知見によれば、幼児期の環境を豊かにすることが認知能力と非認知能力の両方に影響を与え、学業や働きぶり、社会的行動に肯定的な結果をもたらすとされています。また幼児期は、運動機能が急速に発達し、多様な動きを身に付けやすい時期であるとも言われています。

幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「生きる力の基礎」を育むため、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的に育むことが求められています。また、乳幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるように「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、連携・接続の取組の推進が求められ、就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続が重要とされています。

そこで、本市では、平成29年(2017年)4月に大阪市保育・幼児教育センターを設置し、公立や私立、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設種別を越えて、「就学前教育カリキュラム」の普及・浸透、就学前施設教職員の資質・専門性の向上に向けた研修、幼児教育・保育に関する調査・研究、情報提供を行い、幼児教育・保育の質の保障・向上に取り組んできました。

また、平成31年(2019年)3月に「就学前教育カリキュラム」を改訂し、知・徳・体の視点で実践を捉えて深め、子どもたちの主体的・創造的な活動を生み出す教育的意図を持った働きかけを大切にする基本的な考え方を踏襲し、新たに「0. 1. 2歳児の教育・保育」「安全教育や防災・減災教育」「小学校教育への接続」等を充実させました。

これまでの取組の成果を生かし、こども青少年局大阪市保育・幼児教育センターを中心に、引き続き「就学前教育カリキュラム」等に基づいた教育の推進を通して、幼児教育の推進と質の向上を図るとともに、小学校以降の教育において未来を切り拓く学力や体力を身に付ける基礎を培えるよう取り組んでまいります。

また、体験型幼児教育施設(キッズプラザ大阪など)を活用して、家庭・保育所・幼稚園等では得難い、楽しい遊びや体験を通して創造性を培い、可能性や個性を伸長する学びの機会を提供するとともに、図書館を活用した就学前施設への配本や絵本の読み聞かせなどを行う図書ボランティアの派遣を通して読書環境の充実を図ります。

目 標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「就学前教育カリキュラムを活用して実践する意識が高まってきましたか」に対して、最も肯定的な「高まってきた」と回答する市立幼稚園・保育所の教職員の割合 【本市調査(就学前教育カリキュラムアンケート)】	50.6% (令和2年度末)	53%
「今後の教育・保育に活用できますか」に対して、最も肯定的な「活用できる」と回答する参加者の割合 【本市調査(公私幼保合同研修会[就学前教育カリキュラム研修会、保幼小連携・接続研修会を含む]におけるアンケート)】	77.0% (令和2年度末)	80%

基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

主な施策	
◎ 言語活動・理数教育の充実 (思考力・判断力・表現力等の育成)	◎ 英語教育の強化 ○ 全市共通テスト等の実施と分析・活用
◎ 「主体的・対話的で深い学び」の推進 (各学校の実態に応じた個別支援の充実)	

「全国学力・学習状況調査」の結果における平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの経年比較を見ると、本市の平均正答率は、全国平均との比較において全体的な改善傾向にあるものの、依然として全国水準には達していない状況です。

こうした状況を踏まえ、GIGAスクール構想等により整備されたICT環境も最大限に活用しつつ、子どもたちが生き抜くための基本となる学力を全ての児童生徒に身に付けさせていくことが求められています。

このため、児童生徒の発達段階を考慮しながら、読解力・言語能力、数理能力、論理的思考力、情報活用能力、課題発見・解決能力等、学習の基盤となる資質・能力や現代的諸課題に対応して求められる資質・能力等を育成していきます。

具体的には、国語科を要として、日々の教育活動全般において、多読・速読など、言語活動の充実を図っていきます。また、子どもの世界を広げ、思考を深めるため、文理融合的な内容を含む「総合的読解力育成カリキュラム」を開発し、全ての小学校(3年生以上)・中学校で毎週1時限以上授業として総合的読解力育成の時間(「小中学生からのリベラルアーツ教育」)を実施するなど、言語活動・理数教育を通して思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます。さらに、各学校の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現を支援していきます。

また、「全国学力・学習状況調査」、「大阪市小学校学力経年調査」、「中学生チャレンジテスト」等、客観的・経年的に行われる調査結果のデータを活用することにより、各学校や一人一人の児童生徒の状況を把握し、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かくで継続した指導・支援を充実させていきます。

英語教育に関しては、本市では平成25年度(2013年度)から、「小学校低学年からの英語教育」を段階的に実施する等、児童生徒の英語力向上をめざす取組を進めてきました。令和元年度(2019年度)には「聞くこと」「読むこと」の英語2技能ではCEFR A1レベル(英検3級)相当以上の英語力を有する中学3年生の割合が、全国平均を10ポイント上回っています。小学校での英語教科化を始めとした学習指導要領の全面実施を踏まえ、これまで取り組んできた小中学校9年間を見通した英語教育の取組を更に推進するとともに、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の英語4技能の総合的な育成に取り組んでいきます。

目 標			令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
平均正答率の対全国比 【全国学力・学習状況調査】	小学校	国語	0.97	1.00
		算数	0.98	1.00
	中学校	国語	0.94	1.00
		数学	0.96	1.00
CEFR A1レベル(英検3級)相当以上の英語力を有する中学3年生の割合(4技能) 【本市調査(大阪市英語力調査)】			52.6%	56%

基本的な方向5 健やかな体の育成

主な施策	
◎ 体力・運動能力向上のための取組の推進	○ 健康教育・食育の推進

生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために、子どもの頃から主体的に運動する習慣を身に付け、基礎的な体力を養うとともに、望ましい食生活など健康的な生活習慣を心掛け、健康を管理する能力を形成することが重要です。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果における平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)までの経年比較を見ると、本市の体力合計点は、中学校女子では全国平均を上回るなど、全体を通して改善傾向にあります。しかし、小学校男子女子、中学校男子については全国水準に達成していない状況です。下回っている種目が多い状況や、本市の子どもが都市部に暮らし、社会環境や生活様式の変化によって身体を動かして遊ぶ機会が減少している現状を踏まえ、児童生徒一人一人の状況を把握しながら学校園における体力向上に向けた取組を進めます。また、区役所や関係局等が協力し、運動やスポーツに親しむ機会の確保に努めていきます。

さらには、これまでの部活動の改革の取組を引き続き推進し、働き方改革の視点に留意しながら、各校の実態に応じた部活動を実施していきます。その際、国の方針として、令和5年度(2023年度)以降、休日の部活動の段階的な地域移行が求められていることを踏まえ、本市における具体的な取組を検討し、着実に推進していきます。

健康教育については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新しい生活様式への対応を推進していきます。また、児童生徒の規則正しい生活習慣が身に付くよう、近年、社会的な問題となっているスマートフォン依存・ゲーム障害などへの対応を進めるとともに、健康に関する指導や食育など、子どもの発達段階に応じた指導を実施していきます。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)	
体力合計点の対全国比 【全国体力運動能力、運動習慣等調査】	小学校	男子	0.97	1.00
		女子	0.97	1.00
	中学校	男子	0.99	1.01
		女子	0.99	1.01

基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

主な施策	
◎ ICTを活用した教育の推進	◎ データ等の根拠に基づく施策の推進 (教育ビッグデータの活用等)

ICTの活用により、児童生徒の学力向上に資する教育方法はもとより、学校運営や教育行政に至るまで、より良い教育の在り方に向けた一体的変革として、本市は、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組みます。

まず、ICTを活用した教育については、1人1台端末の環境を生かし、デジタルドリルや協働学習支援ツールを活用することで、子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け取り組みます。なお、教育の質の向上のために、発達段階や学習場面等により、視覚・聴覚的情報を組み合わせた学習が効果的な場面ではデジタル教材を活用したり、まとまった文章を読み解く学習に取り組む場面では紙の教材を活用するなど、デジタルと紙それぞれの良さを生かしながら適切に組み合わせることを基本とします。また、ICTによって児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。なお、子どもの視力低下の傾向等を踏まえ、家庭と連携しつつ、端末利用に当たって児童生徒の健康への十分な配慮を徹底するとともに、最新の医学的知見に基づいた対応を図っていきます。

次に、データ等の根拠に基づく施策の推進として、本市で小学校3年生から中学校3年生まで経年的に分析可能になっている学力調査・テスト結果、1人1台端末を活用した一人一人の学習履歴や学習行動記録等の教育ビッグデータを集積し、児童生徒ごと、学級ごと、学校ごとに、データの変化を可視化し、これを専門的見地から分析することで、教育の成果と課題を見える化し、効果的な指導方法や学習行動等の知見を得て、学習指導や学校支援に活かします。

目 標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
授業日において学習者用端末を毎日使用した学校の割合(ただし、学校行事等ICT活用が適さない日数を除く) 【本市調査】	—	100%

基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

主な施策	
◎ 働き方改革の推進	○ カリキュラム・マネジメントの推進
◎ 教員の資質向上・人材の確保	(校園長によるマネジメントの強化)
○ 大学連携の推進 (新教育センターの設置)	○ 学校配置の適正化
○ 教育ブロックでの教育の推進	
(学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援)	

学校園が子どもたちの活気にあふれる場となり、組織としての自主性・自立性を持って特色ある教育実践を展開していくためには、直接子どもに関わる教職員一人一人の資質を高め、持てる能力を存分に発揮できるようにすることが大切です。このため、教職員の働き方改革、優秀な人材の確保・育成、人事制度の整備、校園長によるマネジメントの強化等の更なる推進が重要です。

働き方改革については、「学校園における働き方改革推進プラン」(令和元年(2019年)12月策定)に基づき、様々な取組を進め目標達成に向けて順調に進捗しており、引き続き、各取組の効果検証を進めるとともに、「仕事と生活の両立支援プラン」等も踏まえ、性別に関係なく教員が働きやすい環境を整備していきます。

深刻化する教員のなり手不足に対応するとともに、多様性を備えたしなやかな教職員組織を整備し、社会に開かれた教育課程の実現に取り組むため、特別免許状の積極的な活用により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用する採用選考の新たな特例措置等について検討・実施し、多様な人材の採用を進めます。特に、「総合的読解力育成カリキュラム」による総合的読解力育成の時間(「小中学生からのリベラルアーツ教育」)及び先端的な理数教育の担い手については、特別免許状による被採用者を含む多様な人材の確保を図ります。また、教員を採用前から育成する観点から現場実習の受入れを推進します。

各学校園が学力向上等の目標を達成するため、校園長によるカリキュラム・マネジメントを通じて、子どもたちや学校・地域の実態等を把握し、教育課程の実施状況の検証・改善によって教育の質を向上させ、学習効果の最大化を図っていきます。また、校園長のマネジメントの下、頑張っている教員がより頑張れるような処遇、キャリアステージに応じた研修等、総合的な人事制度を継続的に整備・改善していきます。

大阪教育大学と連携して新・大阪市総合教育センター(仮称)を設置し、大学・研究機関に加え企業・NPO等と幅広い分野での連携を図り、総合的にシンクタンク機能の強化を図ります。また、大学連携については、教員養成系大学だけでなく、大阪公立大学など多種多様な大学との連携も図り、教職員の資質向上に取り組むとともに、本市の教育力の底上げをめざします。

そのほか、4つの教育ブロックでの支援、学校配置や規模における教育環境の最適化などを推進します。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
教員の勤務時間の上限に関する基準を満たす教職員の割合 《学校園における働き方改革推進プランより》 【本市調査】	基準1*	45.3% (令和2年度末)	49.7%以上 (令和4年度末)
	基準2*	70.5% (令和2年度末)	75.4%以上 (令和4年度末)
教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合 《大阪市特定事業主行動計画より》 【本市調査】		23.9% (令和2年度末)	30%

※基準1 時間外勤務時間が45時間を超える月数0、かつ、1年間の時間外勤務時間が360時間以下

※基準2 1年間の時間外勤務時間が720時間以下、時間外勤務時間が45時間を超える月数6以下、時間外勤務時間が100時間を超える月数0、直近 2～6か月の時間外勤務時間の平均が80時間を超える月数0、を全て満たす。

基本的な方向8 生涯学習の支援

主な施策	
○ 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組	○ 学校図書館の活性化
○ 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	

人生100年時代において、全ての人が人生を心豊かに過ごすためには、どのライフステージにおいても主体的に学び、学びの成果を社会に生かすことが求められています。

本市では、教育基本法による生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえ、本市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的として、「生涯学習大阪計画」を策定しています。その計画に基づき、子どもの学び、家庭教育を含めた市民の学びの支援に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動を推進するため、「大阪市子ども読書活動推進計画」を策定しています。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。その計画に基づき、全ての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校が連携して取り組みます。

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、教科学習だけでなく、全ての教育活動で活用でき、子どもたちの学びを支えています。本市では、全小中学校での学校図書館補助員の配置や蔵書の充実等、学校図書館の環境整備に取り組んできました。

更なる学校図書館の活性化に向け、学校司書の配置を進めるとともに、学校図書館に関わるその他の職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします。

目 標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
現在、またはこの1年間のうちに、一定期間継続した生涯学習活動(市民生活・社会問題・一般教養に関する学習、ボランティア、仕事に関する知識や技術、資格取得、趣味・習い事、スポーツ・健康づくりなど)を行ったことがある市民の割合 【本市調査(民間を活用したネット調査)】	30.6% (令和2年度末)	38%以上

基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

主な施策	
○ 教育コミュニティづくりの推進	○ 地域学校協働活動の推進

昨今、自然災害や事故・事件、感染症等の健康問題、家庭環境の多様化等、子どもたちを取り巻く環境は複雑化し、厳しい状況もあります。そのような状況の下、学校園の運営に当たっては、学校園だけで解決できない課題も多く存在します。また、幼児教育から小学校及び中学校における義務教育までの各段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、教育委員会や区役所、関係局が連携協力していただくだけでなく、学校園、家庭、市民、地域団体、NPO、企業その他の教育に携わる全ての人や団体が、それぞれの役割と責任を果たしながら、互いに連携協力し子どもたちを支える、まさに、社会総がかりで子どもを育む活動に取り組むことで、教育課題を改善していく必要があります。

本市では、教育に携わる全ての人や団体の協働による取組を進めるため、大阪市立学校活性化条例に基づき、教育委員会が所管する全ての市立学校園に、保護者や区民等の学校運営への参画を目的とした学校協議会を設置するとともに、積極的な情報発信を行い、開かれた学校づくりを進めるなど教育改革を推進してきました。各区役所が学校協議会の運営状況を把握するとともに運営の補佐の役割を果たし、各区での保護者・区民等の参画のための会議との有機的な連携を図るなど、地域に根差した取組を進めてきました。今後とも、これまでの取組を生かしつつ、学校や地域を拠点とした学習機会の充実、登下校時の見守り活動、読書活動支援、地域の交流行事など、地域による学校支援の取組や、学校・地域・家庭の連携による様々な取組などの一層の推進を図っていきます。

これまで以上に、保護者や地域住民が学校の諸活動により積極的に参加できるように取り組むことで、地域学校協働活動等を進め、「教育コミュニティづくり」の一層の推進を図っていきます。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	73.2%	85%
	中学校	63.4%	77%

(1) 成果と課題の見える化

本計画に掲げている「基本理念」に基づき、本市の子どもたちが成長しているのか、また、「基本方向」に沿って取り組んでいる施策が所期の教育効果をもたらしているのかなど、取組の成果や課題は、社会総がかりで子どもたちを育む観点から、本市において教育に携わる全ての人々に公表すべき情報です。

本市が抱えている貧困などの子どもや家庭をめぐる課題への対応に向け、切れ目のない支援を行うためにも、全ての学校園・教職員の取組や子どもの成長などについて、客観的・経年的な検証・評価を行い、その結果を公表することで教育の成果と課題についての見える化を図ります。このことにより、教育に携わる人々がそれぞれの立場から、大阪市、各学校園、子どもたちの教育課題について直視することへとつながります。

具体的には、年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標をこの計画と連動させることで、効率的にこの計画の進捗を管理します。

成果が上がっている施策については、より伸ばすように取り組むとともに、課題があると認識されるものについては、改善に向け次の一步を踏み出すという組織的かつ継続的な検証改善サイクルが重要であることから、これまで以上にデータ分析等の活用も図り、「成果と課題の見える化」を推進していきます。

(2) 分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）

本市の教育行政は、本計画などの方針に基づき、全ての学校園に対して、幼稚園教育・学校教育の円滑かつ継続的な実施のための指示や指導、支援等を行っています。

学校教育の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進めています。区長を区担当教育次長とし、本市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担し、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置し、取り組んでいます。

各区役所は、「保護者・区民等の参画のための会議」や「区教育行政連絡会」などを設け、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等の仕組みづくりを進めています。こうした仕組みや学校に対するモニタリングにより区役所が把握した課題やニーズ、意見等については、区担当教育次長が教育施策及び事業のみならず、区長、区シティ・マネージャーとしての所管に属する教育関連分野の施策及び事業も併せて総合的に施策等に反映させ、学校や教育コミュニティへの力強いサポートを行います。

分権型教育行政のシステムを構築する目的は、学校や地域における教育を活性化することにあります。分権型教育行政システムにより、教育施策等を推進するシステムと体制をより効果的に機能させ、市長のリーダーシップの下、教育委員会、関係局及び区役所がしっかりと連携し、保護者や地域と力を合わせ、社会総がかりで教育を行っていきます。

さらに、よりきめ細かくかつ的確に学校を支援するために、教育委員会事務局の体制整備を図りながら、本市を4つの教育ブロックに分け、それぞれに担当指導主事等を配置しました。そのうえで、教育委員会事務局のマネジメントの下、業務の精選・効率化と指導主事等の指導力向上を図り、学力・体力の向上や安全・安心な学校づくりに向け、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策を推進するとともに、広く一般の教職員からも直接提案を受けて教育長・教育委員へ伝える仕組みを検討していきます。

第2編

施策

(具体的な取組)

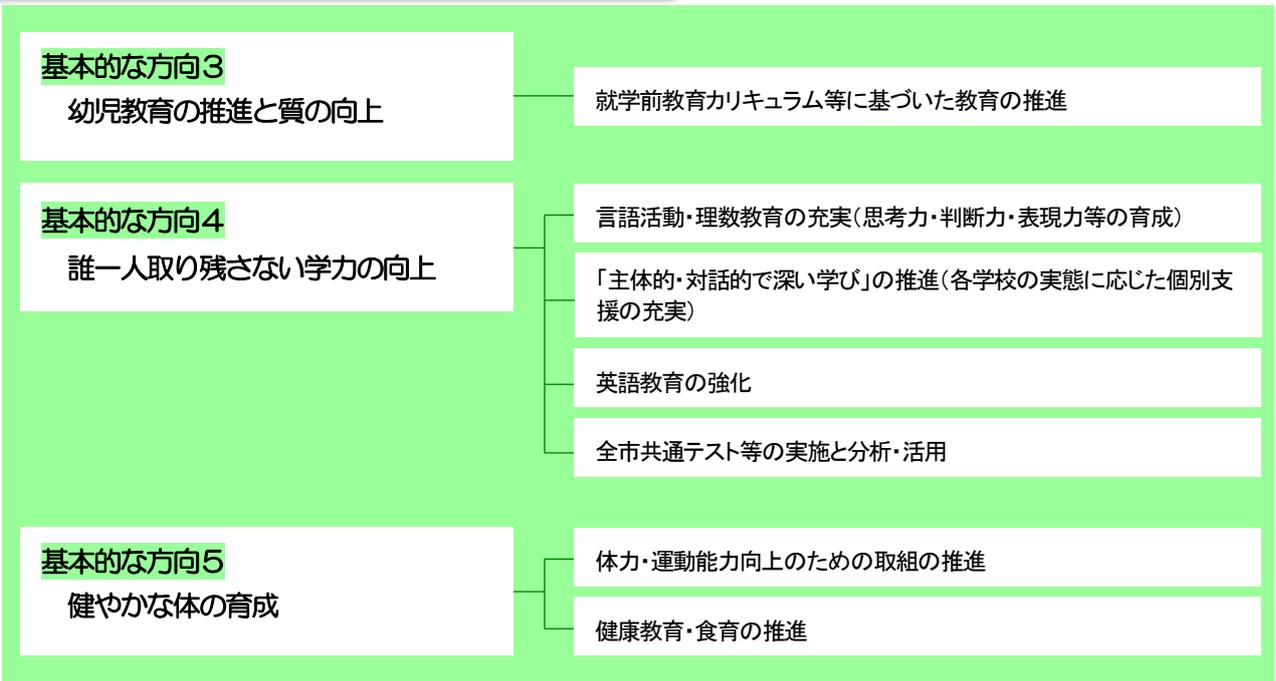
1	施策の体系	
---	-------	--

第2編では、第1編での3つの最重要目標、9つの基本的な方向の分類を踏まえ、重点的に取り組むべき施策の全体像を示しています。

最重要目標1 安全・安心な教育の推進



最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上



最重要目標 3 学びを支える教育環境の充実

基本的な方向6

教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ICTを活用した教育の推進

データ等の根拠に基づく施策の推進（教育ビッグデータの活用等）

基本的な方向7

人材の確保・育成としなやかな組織づくり

働き方改革の推進

教員の資質向上・人材の確保

大学連携の推進（新教育センターの設置）

教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）

カリキュラム・マネジメントの推進（校園長によるマネジメントの強化）

学校配置の適正化

基本的な方向8

生涯学習の支援

「生涯学習大阪計画」に基づいた取組

「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組

学校図書館の活性化

基本的な方向9

家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

教育コミュニティづくりの推進

地域学校協働活動の推進

基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現

1-1 いじめへの対応

（これまでの成果と課題）

- ・平成27年(2015年)8月「大阪市いじめ対策基本方針」を策定。同方針について理解を深め、同方針を遵守したいじめ対策の徹底を図るための全教職員対象の研修や、全小中高等学校の「学校いじめ防止基本方針」の点検を実施
- ・平成29年度(2017年度)より「いじめについて考える日」を設定
- ・「学校安心ルール」の作成・活用による児童生徒の規範意識の醸成
- ・令和元年度(2019年度)より、問題の深刻化・未然防止を図るため、SNS相談を本格実施。児童生徒からの直接の相談窓口を拡充し、必要に応じて大阪市版スクールロイヤー(School Support Expert Team)を派遣
- ・令和3年(2021年)4月より、いじめ重大事態事案に係る速やかな対応に向けて、第三者委員会を常設化
 - ⇒ 取組の結果により、いじめの認知件数については、小学校では全国平均より多く、中学校についても前年度より増加しており、積極的な認知が進んでいます。今後は、1人1台学習者用端末による「いじめアンケート」の実施及び相談機能の導入により、これまで以上にいじめの早期発見や未然防止が見込まれるため、全教職員がいじめに対する認識や対応の在り方について、より一層理解を深められるよう、研修等を充実する必要があります。

（2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

全小中学校において「大阪市いじめ対策基本方針」の一層の徹底を図り、「いじめは命をもおびやかす行為であり、人間として絶対に許されない行為である」ことを学校全体で再認識するとともに、いじめ事案への対処においては、いじめを受けた子どもの「救済」と「尊厳」を最優先します。また、ネットいじめの深刻化など社会の変化に対応したいじめ対策及び自殺予防に向けた支援の在り方の検討を進め、児童生徒が安全に通え、安心して学べる学校園をめざします。

児童生徒がSOSを発信しやすい環境と、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握し、一人一人に寄り添ったきめ細かく包括的な支援を行える環境の実現をめざして、SNS相談を含むこれまでの取組を継続させるとともに、1人1台学習者用端末を活用した「いじめアンケート」の実施等、ICT技術を活用することで、学校がいじめ等の早期発見・解決や未然防止を行えるようにします。

（具体的な取組例）

- ・「大阪市いじめ対策基本方針」の理解・実践に関するアンケート調査の実施と調査結果を踏まえた同方針の徹底
- ・「学校安心ルール」の活用による規範意識の醸成
- ・「いじめについて考える日」や「いじめアンケート」の実施によるいじめの未然防止、早期発見の取組の徹底
- ・こどもサポートネットの実施
- ・第三者委員会の常設化によるいじめ重大事態事案の迅速な対応
- ・大阪市版スクールロイヤーの活用
- ・生活指導サポートセンター(個別指導教室)の活用
- ・管理職・生活指導担当教員等対象の研修会の開催 等
- ・SNS相談の継続実施
- ・生活指導支援員の配置

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対して、最も肯定的な「思う」と回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	83.8%	90.0%
	中学校	80.4%	85.0%
いじめの可能性に気づいた時点で、直ちに管理職(校長・教頭等)に報告している、とする教員の割合 【本市調査】		99.4% (令和2年度末)	100%
いじめを受けた児童生徒が当該行為をいじめではないと否定することをもって「いじめはない」と判断するのではなく、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認し、いじめに該当するか否か判断している、とする教員の割合 【本市調査】		—	100%
いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるといった姿勢で対応するのではなく、いじめる側が悪いというふれない認識で対応している、とする教員の割合 【本市調査】		—	100%
「教育的配慮」の名目の下に、事実解明もそこそこに幕引きを図るような対応にはなっていない、とする管理職の割合 【本市調査】		84.8% (令和2年度末)	100%

1-2 不登校への対応

(これまでの成果と課題)

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置による相談体制の整備
- ・平成25年度(2013年度)より、児童生徒等が落ち着いて学習に取り組むことができる環境整備に向け、小中学校に生活指導支援員を配置
- ・令和元年度(2019年度)より、SNS相談を本格実施し、学校生活等に関する児童生徒からの直接の相談窓口を拡充
- ・令和2年度(2020年度)、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・支援を行い、社会的自立をめざすために、教育支援センターを開設。令和3年度(2021年度)には2か所を増設

⇒ 不登校児童生徒の在籍比率は小学校、中学校ともに高い傾向が続いている状況があり、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う学校休業などの環境の変化が与える影響も懸念されます。

今後は、教育支援センター等において不登校児童生徒一人一人に応じた専門的な相談業務を行うとともに、民間施設等において行う学習活動における在籍校との連携・取扱いについての研究及び不登校特例校の設置に向けた研究を進める必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

児童生徒の状況を適切に把握し、抱えている問題に対してより丁寧にかつ適切に支援が行えるよう、児童生徒理解・教育支援シートを活用することなどを通して、不登校の未然防止や早期発見・解決に努めます。

不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的な支援策については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し家庭との更なる連携を図りながら、児童生徒の支援ニーズを的確に把握するとともに、区役所をはじめ、こども青少年局や教育支援センター、また、民間フリースクール等、学校内外の関係機関等とも連携を図ることで教育の機会を確保します。

不登校特例校の設置を検討し、1人1台学習者用端末等を活用することで個別最適化された学びと多様な学習の機会と場の提供を図ります。この不登校特例校に学校現場への適切な支援や助言ができる総合的な不登校対策機能を持たせることなども検討します。また、自他ともに認め合い、尊重し合い、ともに高め合う生徒を育成することで、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組の幅を広げ、自己実現につながるよう支援します。

(具体的な取組例)

- ・不登校の未然防止や早期発見・解決に向けたSNS相談の継続実施
- ・こどもサポートネットの実施 全区役所
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣
- ・教育支援センターの運営 3か所
- ・不登校特例校の設置の検討 1校

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
不登校児童生徒の在籍比率の対全国比 【本市調査】	小学校	1.19 (令和2年度末)	1.00
	中学校	1.58 (令和2年度末)	1.30
前年度不登校児童生徒の改善の割合※ 【本市調査】	小学校	—	60.0%
	中学校	—	65.0%

※前年度不登校であった児童生徒のうち、不登校の状態が解消された、または不登校状態であっても次の1～3に該当しているなど総合的な判断により、不登校の状態が改善されたとする人数を把握

- 1 出席日数の増
- 2 ICTの活用等による、本人・保護者と学校がつながる回数の増
- 3 養護教諭、スクールカウンセラー、教育支援センターなど学校内外の専門的な指導・相談につながるようになった。

1-3 問題行動への対応

(これまでの成果と課題)

- ・平成25年度(2013年度)より、児童生徒等が落ち着いて学習に取り組むことができる環境を整えるために、小中学校に生活指導支援員を配置
- ・平成27年度(2015年度)、個別に学校外施設での指導が適切であると判断された児童生徒の支援及び日常的な学校からの生活指導に関する相談窓口として、生活指導サポートセンター(個別指導教室)を開設
- ・平成29年度(2017年度)より「学校安心ルール」を活用、事前にルールを明示することで児童生徒の規範意識を醸成
- ・令和元年度(2019年度)より、問題の未然防止や深刻化を防ぐため、必要に応じて大阪市版スクールロイヤー(School Support Expert Team)の派遣を開始
 - ⇒ 取組の結果、児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、小学校、中学校ともに全国平均より下回り、特に小学校では全国平均の3分の1まで減少するなど大きな成果が見られました。
 - 一方、「学校のきまり(規則)を守っている」と回答する割合は、増加傾向にあるものの全国平均には及んでおらず、幼児期から小中学校を通した義務教育終了までに、基本的な道徳心や規範意識、児童生徒が自らを律することができる「自律」の力を育成する必要があります。

(2030年以降の社会を見据えたためすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

「学校安心ルール」等の活用及び校則(学校のきまりや生徒心得等)の見直しにより、児童生徒が自らを律する力を身に付けられるよう、学校における教育活動全体を通して規範意識を醸成することで、問題行動発生の未然防止につなげます。また、保護者や生活指導サポートセンター及び関係機関等との連携の充実を図ることで、児童生徒への包括的な支援の在り方の検討を行います。これらの取組を通して、誰もが安全に安心して通える学校環境を築くとともに、全ての児童生徒が落ち着いて学習できる環境を実現します。

実現に向けては、これまでの「学校安心ルール」を活用した取組等を継続するとともに、校則について時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から見直しを行った後、「学校安心ルール」と校則を各学校のホームページに掲載します。また、学校と区役所が連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、社会全体で総合的に支援するため、こどもサポートネットの活用を図ります。さらに、大阪市版スクールロイヤーや生活指導サポートセンター及び関係機関等と連携することにより、問題行動に起因する背景を分析し、個々の状況や学校のニーズに応じた適切な支援(スクールソーシャルワーカーの派遣・生活指導支援員の配置等)の充実を図ります。

(具体的な取組例)

- ・「学校安心ルール」の活用 全小中学校
- ・校則の見直し 全小中学校
- ・SNS相談の継続実施
- ・生活指導支援員の配置
- ・生活指導サポートセンター(個別指導教室)の活用
- ・管理職・生活指導担当教員等対象の研修会の開催
- ・大阪市版スクールロイヤーの活用
- ・「学校安心ルール」と校則の学校ホームページへの掲載
- ・こどもサポートネットの実施 全区役所
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣
- ・第三者機関の外部通報窓口の周知

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「学校のきまり(規則)を守っていますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査(大阪市小学校学力経年調査等)】	小学校	90.7% (令和2年度末)	92.0%
	中学校	93.9% (令和2年度末)	96.0%
児童生徒1,000人当たりに対する暴力行為発生件数 【本市調査】	小学校	0.9件 (令和2年度末)	0.8件以下
	中学校	4.6件 (令和2年度末)	4件以下

1-4 児童虐待等への対応

(これまでの成果と課題)

- ・令和元年度(2019年度)より、SNS相談を本格実施し、児童生徒からの直接の窓口を拡充
- ・令和2年度(2020年度)、こどもサポートネットの全区役所実施や児童虐待防止啓発事業の実施により、学校への支援だけでなく、こども青少年局、市民局と協働して、児童生徒が自ら児童虐待について知り、自らを守る力をつけるための教材作成・授業を実施

⇒ 今後は、小中学校におけるICTを活用したスクリーニング会議や1人1台学習者用端末等の機能を積極的に活用することにより、引き続き、児童生徒一人一人の生活状況等を把握し、新たな課題であるヤングケアラーや、ネグレクトを含む児童虐待等の未然防止・早期発見に努める必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

ヤングケアラーや、ネグレクトを含む児童虐待等の課題を抱える児童生徒を支援するセーフティネットの充実に努め、迅速かつ適切に関係機関と連携することで、切れ目のない総合的な支援を実現し、子どもが安心して相談でき、安全に学べる環境を整備します。

全区役所によるこどもサポートネットの実施により、児童虐待等の兆候や状況を適切に把握し、未然防止、早期発見に努めます。また、ネグレクト等への対応についても教職員の理解を深め、関係機関との連携の充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの専門職としてのスキル向上に努めます。また、状況が厳しい児童生徒については、随時ケース会議を開くなど、地域や、区役所・福祉局・健康局・こども青少年局等の関係機関との連携を充実させることでそれぞれに応じた指導・支援を行っていきます。

(具体的な取組例)

- ・児童虐待防止啓発教材を活用した授業の実施
- ・SNS相談の開設
- ・こどもサポートネットの実施 全区役所
- ・大阪市版スクールロイヤーの活用(校内研修・ケース検討等)
- ・スクールソーシャルワーカーのスキル向上
- ・管理職・生活指導担当教員等対象の研修会の開催

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
児童虐待等の事案を区役所等と連携して行った小中学校の割合 【本市調査】	小学校	100% (令和2年度末)	100%
	中学校	100% (令和2年度末)	100%

1-5 防災・減災教育の推進

(これまでの成果と課題)

- ・平成8年度(1996年度)作成・平成27年度(2015年度)改訂の「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を活用
- ・全ての学校で作成する「防災・減災教育カリキュラム」に基づいた災害に関する知識や避難行動等についての指導
- ・教職員への優れた教育実践の普及や具体的な実施方法の周知
- ・全小中学校で「大規模災害初期対応マニュアル」を改訂、学校と地域の実情を踏まえて区役所と連携した、「防災・減災教育カリキュラム」を作成

⇒ 取組の結果、防災・減災教育に関する調査において、子どもたちの防災意識は高まっています。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により体験的な活動が中止となった経験から、「新しい生活様式」での分権型教育行政を活用した防災・減災教育が進むよう、工夫する必要があります。

また、自然災害が多発する現在において、「地域」「家庭」「学校」の連携による組織的な対応で減災効果を高め、区役所や地域をはじめとした関係機関等との連携の在り方を工夫し、学校や地域、子どもたちの実情に応じた防災・減災教育の取組をより充実させる必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

大阪では、上町断層帯地震や南海トラフ巨大地震等の発生やそれに伴う大規模な災害が懸念されています。災害発生時に「減災」の考え方を踏まえ、危険を回避するために主体的に行動するとともに、支援者となる視点からも安全で安心な社会づくりに貢献できる人物を育成します。

防災・減災教育の計画的・継続的な実施を行い、災害発生時に自ら危険を回避するために、学校園で実際に体験して学んだことを生かしつつ、主体的に行動する態度及び安全で安心な社会づくりに貢献する態度の育成を図ります。また、防災・減災教育の充実に向け、モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえ、「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を基に取組を行います。

(具体的な取組例)

- ・区役所と連携した各校の「防災・減災教育カリキュラム」活用の推進
- ・区役所や地域と連携した児童生徒への防災・減災教育の充実
- ・モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究及び「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の改訂及び取組の実施
- ・教職員を対象とした研修の実施
- ・学校園における避難訓練の実施 等

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「新しい生活様式」の中での地域や区役所と連携した防災・減災教育を実施した小中学校の割合 【本市調査】	小学校	35% (令和2年度末)	80.0%
	中学校	53% (令和2年度末)	80.0%

1-6 安全教育の推進

(これまでの成果と課題)

- ・「学校園における安全(防犯)対策指針」や「学校安全計画」に基づいた学校園の安全に関する体制の一層の充実
 - ・令和2年(2020年)6月「大阪市通学路安全プログラム」を策定。通学路の安全確保に向けて関係機関の連携体制を構築
 - ・通学路等、校園外の危険箇所の点検、交通事故やその他の事故、犯罪被害等の未然防止に向けた取組
 - ・小学校の学校ホームページにおける、交通安全に限らず、防犯上危険である箇所も含めた「安全マップ」の掲載
 - ⇒「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に係る取組の推進が必要です。
- さらに、近年、パソコン・タブレットや携帯電話・スマートフォン等の普及により、児童生徒によるインターネットを通じたゲーム・動画・SNS等の利用が増加しており、犯罪被害等の危険に巻き込まれやすい点や、健康・生活習慣・学習に支障をきたす「ネット依存」「ゲーム障害」などの懸念が生じるとともに、ネットいじめなど生活指導上の課題も浮かび上がっています。
- 令和2年度(2020年度)に「大阪市スマホサミット」を開催し、中学校の代表生徒・保護者や警察関係者が参加し、具体的なトラブルの回避策や対応策について考え、生徒がインターネット・SNS等を適切に活用することについて主体的に学べる取組を進めてきました。今後も引き続き、児童生徒が交通ルールの遵守やスマートフォン等の節度ある適切な使用について、自ら考え行動できるよう、更なる安全教育の推進が必要です。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

児童生徒が被害者・加害者とならないため、交通ルールを遵守することや、周囲の状況に注意して通行する必要があることを、関係機関と連携し指導します。また、毎年「安全マップ」を見直し、学校や保護者、地域ボランティア等が校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、共通理解を図ることで、交通事故やその他の事故、犯罪被害等の未然防止につなげ、児童生徒の安全・安心な教育環境の実現をめざします。

社会のデジタル化が進む中、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避するなど、情報を正しく安全に利用できるようにするための情報モラルの育成を図ります。

特に、スマートフォン等によるインターネットを通じたゲーム・動画・SNS等の使用については、大阪市スマホサミット等の取組の成果を生かしつつ、自他の安全や人権を守るとともに、健康・生活習慣・学習に支障をきたさないよう、使用時間のきまりを含む節度ある適切な使用に向けたルールを策定し、家庭と連携しながらルールの活用を図っていきます。あわせて、SNS等を用いた教職員による児童生徒との私的なやり取りの禁止を徹底します。

(具体的な取組例)

- ・学校安全管理マニュアルの作成
- ・小学校における「安全マップ」の作成及びホームページ掲載
- ・「セーフティ・プロモーション・スクール(SPS)」のモデル研究の実施
- ・指導事例を活用した情報モラル教育の推進
- ・スマートフォン等の節度ある適切な使用ルールの策定と家庭への協力依頼
- ・スマートフォン等の使用実態に関する継続調査の実施
- ・大阪市スマホサミットの継続実施
- ・SNS等を用いた教職員による児童生徒との私的なやり取りの禁止に関するフォローアップ調査の実施

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「スマホの危険性や適切な使い方について理解していますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【本市調査】	小学校	—	80.0%
	中学校	—	80.0%
「学校から帰ってから、スマートフォン等を使用して、平均でどのくらいSNS、動画視聴、ゲーム等をしていますか。」に対して、3時間以上と回答する児童生徒の割合 【本市調査】	小学校	30.6% (令和2年度末)	20.5%
	中学校	36.5% (令和2年度末)	26.5%

基本的な方向2 豊かな心の育成

2-1 道徳教育の推進

(これまでの成果と課題)

- ・規範意識を育成することに重点を置いた就学前教育
- ・小中学校における「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)を要とし教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- ・研修を通じた道徳教育の指導の改善
- ・文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」による道徳教育研究校・推進拠点校を中心とした実証研究、カリキュラムの開発・普及

⇒ しかしながら、令和3年度(2021年度)実施の全国学力・学習状況調査の結果において、「自分には、よいところがあると思いますか」「人が困っているときは、進んで助けていますか」の自己肯定感や思いやりに関する項目について、肯定的な回答をする児童生徒の割合は全国平均を下回っています。

「人間としての在り方や生き方を考えることができる」道徳科の授業を工夫・改善し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成をめざす必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

将来の予測が難しい社会において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、児童生徒に道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。また、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになる情報社会においての適切な考え方と態度も育成します。

倫理や規範意識、社会性を育む教育の取組、例えば「人に親切にする」「嘘をつかない」「ルールを守る」「勉強する」といった基本的モラルを子どもたちに身に付けさせる取組を進めるとともに、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人が自分自身の問題として捉え、向き合う、「考え、議論する道徳」の授業を充実させるための研究に継続して取り組みます。小中学校において道徳科の相互授業参観、指導方法についての合同研修等を通し、連携・協力体制を構築し、地域全体で児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を、教育活動全体を通して推進します。

また、近年、全国的に児童生徒の自殺数が増えており、新型コロナウイルス感染症の影響によりその数が更に増加する傾向にあります。自らがかけがえのない大切な存在であると実感できるよう、学校教育活動だけでなく、家庭・地域等との連携を図り、児童生徒の自尊感情を高め、他者を思いやる気持ちを育んでいきます。

(具体的な取組例)

- ・学校園運営研修(道徳教育)
- ・道徳教育推進教師研修
- ・道徳教育研究校・推進拠点校において道徳科指導の研究実施及び成果の普及
- ・同一校区小中学校において道徳科授業の合同研修(相互参観)の実施

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
道徳教育推進教師研修・学校園運営研修(道徳教育)を受講して、「自校の取組に活用できた」と回答する学校の割合 【本市調査(道徳教育事業評価アンケート)】	89.9% (令和2年度末)	95.0%以上

2-2 キャリア教育の充実

(これまでの成果と課題)

・小中学校における子どもの発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育

(企業や団体、区役所の協力による職業講話や職場見学、「夢」授業、職場体験学習など)

⇒ 職業講話はただ話を聞くだけでなく子どもたちの近くで働く地域の方など様々な職業の方に実演を交えて、講演していただくことにより、「自分にもできる」と将来の夢や希望を持てるようになり、自己肯定感や自己有用感の改善につながります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、教職員に対する集合研修や子どもの体験的な活動が中止となった経験から、今後の感染症予防を踏まえた「新しい生活様式」の子どものキャリア形成を育む学習活動の開発、普及に努める必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

社会経済情勢が大きく、かつ、急速に変容していくことが予測される中で、子どもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの力で生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身に付けることを通じて、社会的・職業的自立を促します。また、子どもの発達段階に応じて、キャリア発達に関わる「人間関係形成能力・社会形成能力」をはじめとする諸能力を育てます。

キャリア教育の充実に向けては、学習環境の整備や地域、産業界との連携を図りつつ、キャリア・パスポートを活用し、小学校から自らの学習過程やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の成長を自己評価することを通じて、主体的に学びに向かう力を育成します。

特別活動と各教科等との関連を図るとともに、キャリア・パスポートを着実に活用するなど、自分らしい生き方の実現に向けた横断的・体系的なキャリア教育を進めます。その中で、企業や団体、区役所との連携による職業講話や職場見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など、体験的な学習を実施するとともに、テレワーク等を含む「新しい生活様式」や人工知能(AI)をはじめ様々な技術革新に応じた子ども達のキャリア形成を育む学習活動の開発と普及についても行っていきます。

(具体的な取組例)

- ・職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育の実施 全小中学校
- ・体系的な「キャリア学習」に取り組むための年間指導計画作成の指導 全小中学校
- ・キャリア教育の充実に係る研修の実施(eラーニングを含む)
- ・「新しい生活様式」に応じた子ども達のキャリア形成を育む学習活動の開発と普及
- ・キャリア・パスポートの適切な運用

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
キャリア教育に係るアンケートにより、「新しい生活様式」において、大学や企業等と連携し、職業に関連したキャリア教育に取り組んだ小中学校の割合 【本市調査】	小学校	職場見学等 16.6% (令和2年度末)	100%
	中学校	職場体験等 5.4% (令和2年度末)	100%
「将来の夢や目標を持っていますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	78.0%	80.5%
	中学校	65.0%	70.0%

2-3 人権を尊重する教育の推進

(これまでの成果と課題)

- ・平成30年(2018年)4月「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を策定
- ・各学校園では「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」を毎年度作成
 - ⇒ 実施計画を含む、これまでの取組内容には、様々な人権課題について、各校園が差別事象・人権侵害事象の根絶をめざして取り組んできた具体的実践から導き出された理念が反映されています。
 - 各学校園においては、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等を培い、「生きる力」を育むために組織的・計画的に教育活動を進めています。人権教育を推進することによって、自己の存在を大切にすることの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性や生涯において様々な人権課題について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。
 - そうした中、今後も継続して教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、態度を養う教育を進めることが重要です。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

SDGsの目標の1つとして掲げられている「人や国の不平等をなくそう」の観点等も踏まえ、教育活動全体を通じて、発達段階に応じた系統的な人権教育の実践により、子どもが社会の様々な人権課題に対する正しい理解と認識を持てるようにします。

また、日常生活の中で、自他の生命と尊厳を互いに尊重し合う態度や自他の人権を守る実践行動へとつなげることのできる子どもを育成します。

人権尊重の教育を基本に、持続可能な開発のための教育を具体化し、文化の多様性・国際理解・ジェンダー平等などの課題について、学校園が主体的に下記の取組を進めることができるよう環境を整備します。

(具体的な取組例)

- ・ESD教育を踏まえた人権教育の計画的・系統的な推進
- ・学校及び地域の実態に応じた、様々な個別の人権課題についての理解と認識の深化充実
- ・国際理解教育を更に発展させた多文化共生教育の推進
- ・教職員人権教育研修の体系的な実施

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の年度末の目標達成評価において、最も肯定的な「達成できた」と回答する学校園の割合 【本市調査】	37.2% (令和2年度末)	70.0%

2-4 インクルーシブ教育の推進

(これまでの成果と課題)

・「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」、「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の在り方を工夫する」の4つの視点を踏まえた、特別支援教育サポーター、インクルーシブ教育推進スタッフの配置や専門職による巡回指導体制の強化、指導主事による指導助言など

⇒ その結果、特別支援教育体制が充実した、とする学校園が増加してきました。しかし、障がいの理解や認識の深まりとともに、特別な支援の必要な児童生徒は増加しており、引き続き、各校園の特別支援教育体制の充実を図ることや、研修等を通じた教員の更なる専門性向上が求められています。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。

そのために、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実させます。

学びの充実に向けては、教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導を活用し、校園内における支援体制の充実と強化を行います。加えて、障がいの状態や特性に応じ、音声読み上げ機能の活用や文字の拡大など、ICTを活用した学習を推進します。

(具体的な取組例)

- ・特別支援教育サポーターの配置
- ・インクルーシブ教育推進スタッフの配置
- ・アドバイザー等の派遣による巡回指導体制の強化
- ・ICT活用に関わる研修の実施
- ・看護師の確保・配置による医療的ケア児への支援

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
特別支援教育に関する研修や巡回指導の活用等によって、教員の特別支援教育の専門性が向上し、校園内の指導・支援体制の充実が図れたとする学校園の割合 【本市調査】	—	100%

2-5 多文化共生教育の推進

(これまでの成果と課題)

- ・多国籍化・急増する帰国・来日した児童生徒への日本語指導及び適応指導の支援として、市内4か所に共生支援拠点を開設(初期日本語指導やプレクラス、学習言語の習得に向けた支援)
 - ・多文化共生教育相談ルームの相談機能等の拡充
 - ・外国につながる子どもたちのアイデンティティの形成、母語・母文化の保障のための多様な国際クラブの設置(小学校73校、中学校45校)
- ⇒ 学校教育の現場においては、日本語指導が必要な児童生徒数が平成26年度(2014年度)以降急増し続けています。今後も増え続けると予想される帰国・来日する児童生徒への支援を様々な角度から充実させるとともに、日本語指導、学習指導、進路指導等、支援のための人材確保を含めた、多様なニーズへのきめ細かな対応が必要となります。

(2030年以降の社会を見据えたためすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、異なる文化的背景を持つ子どもたちが、それぞれの文化的アイデンティティを尊重しながら、協働等により異なる文化を生かして身の回りの諸課題の解決を図っていくことができるようにします。

「大阪市多文化共生指針」及び「行動計画」を踏まえ、区役所・大学・NPO法人・公益財団法人等の関係諸機関と連携し、保護者・家庭のニーズを吸い上げながら情報提供・相談機能を充実するとともに、外国につながる子どもをはじめとする全ての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進します。

また、外国から編入学する児童生徒の状況に応じて、就学から進路選択まできめ細かな支援を提供することで、子どもたちの自己実現を促します。

外国につながる児童生徒のアイデンティティの確立や、安全で安心な学校生活の実現のために、母語・母文化の保障に向けた取組を実施します。

(具体的な取組例)

- ・日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進
- ・教育課程内外における多文化共生教育の推進(大学や関係諸機関と連携した取組)
- ・共生支援4拠点の人材拡充、機能強化、各区役所との連携
- ・日本語指導の保障、母語・母文化の保障(日本語指導協力者や母語支援者、国際クラブ指導者等による支援)、ICTを活用した日本語指導支援
- ・日本語指導、母語支援等を行う人材の確保

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
多文化共生教育の取組を通して、「文化のちがいを生かしてアイデアを出し合い、豊かに身の回りの課題解決にあたることができましたか」に対して、最も肯定的な「できた」と回答する児童生徒の割合 【本市調査】	5% (令和2年度末)	35.0%
外国につながる児童生徒が母語・母文化の保障につながる活動に参加している割合 【本市調査】	16.8% (令和2年度末)	40.0%

基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

3-1 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

(これまでの成果と課題)

- ・就学前施設教職員を対象にした研修や幼児教育・保育に関する調査・研究等
- ・平成31年(2019年)、就学前教育カリキュラムの改訂と普及・浸透による活用の推進
- ・令和2年(2020年)、就学前教育カリキュラム概要版の作成並びに就学前教育カリキュラムの一層の周知
⇒ 幼児教育の推進と質の向上には、今後も、公立私立の幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設への就学前教育カリキュラムの更なる活用の推進や、小学校教育への円滑な接続の推進を含め、各種研修等を通して就学前施設教職員等の資質向上を図ることが重要です。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

保育・幼児教育センターの事業推進を通して、乳幼児期の特性を踏まえた幼児教育・保育の充実を図り、生涯にわたる人格形成や義務教育及びその後の教育の基礎を培います。

引き続き、保育・幼児教育センターと教育委員会事務局指導部が連携して、就学前教育カリキュラムの活用推進、就学前教育と小学校教育の円滑な接続の推進、公私幼保合同研修等の充実に取り組みます。

また、体験型幼児教育施設(キッズプラザ大阪など)を活用し、家庭・保育所・幼稚園等では得難い楽しい遊びや体験を通して創造性を培い、可能性や個性を伸長する学びの機会を提供するとともに、図書館を活用した就学前施設等への配本や絵本の読み聞かせなどを行う図書ボランティアの派遣を通して読書環境の充実を図ります。

(具体的な取組例)

- ・就学前教育カリキュラムの活用推進
- ・連携・接続の取組推進
- ・公私幼保合同研修等の充実

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「就学前教育カリキュラムを活用して実践する意識が高まってきましたか」に対して、最も肯定的な「高まってきた」と回答する市立幼稚園・保育所の教職員の割合(再掲) 【本市調査(就学前教育カリキュラムに関するアンケート)】	50.6% (令和2年度末)	53.0%
「今後の教育・保育に活用できますか」に対して、最も肯定的な「活用できる」と回答する参加者の割合(再掲) 【本市調査(公私幼保合同研修会[就学前教育カリキュラム研修会、保幼小連携・接続研修会を含む]におけるアンケート)】	77.0% (令和2年度末)	80.0%

基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

4-1 言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）

（これまでの成果と課題）

- ・問題を読み解く「読解力」、自分の考えを形成する「思考力」、自分の考えを表現する「表現力」等の課題に係る重点指導ポイントについての指導資料を作成
- ・「学力向上指導実践チーム」による、国語・算数・数学科における「学力向上推進校」（小中学校合わせて延べ240校）に対する指導資料等による実践的な指導助言
- ・自然との関わりを大切に、体験を重視した授業づくりや理科観察実験の充実
- ・習熟度別少人数授業、個に応じたプリント教材の活用、自立的・協働的な学びの推進等による算数・数学における基礎学力の定着及び論理的思考能力等の育成
- ・全小学校での思考力・判断力・表現力等を育成するプログラミング的思考の育成を図る「プログラミング教育」の実施
 ⇒ 「全国学力・学習状況調査」の結果において、本市は、これまでの取組により緩やかな改善傾向は見られるものの、依然として小中学校とも、全国平均との差がみられる状況が続いています。
 これまでの取組により一部成果を上げていますが、更なる「思考力・判断力・表現力等の育成」を図るためには、その基盤となる読解力・言語能力を育成することが必要です。
 また、学習指導要領の完全実施を踏まえ、更に理科観察実験の充実を図ることが必要です。さらに、今後は、小学1年生から6年生までの6年間において、系統立ったプログラミング的思考の育成を図る必要があります。

（2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

総合的な言語活動を通して読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等の育成に取り組むため、グラフや図表を読む、実用的な文章（新聞・雑誌や広報誌等）、科学技術と社会といったトピックや、確率・統計など数理的データを含む文章等、文理融合的な内容を含む「総合的読解力育成カリキュラム」を開発し、全ての小学校（3年生以上）・中学校で毎週1時限以上授業として総合的読解力育成の時間（「小中学生からのリベラル・アーツ教育」）を実施します。

読解力の育成には、主語・述語や文脈を追い文意を理解する力を小学校1年生から体系的に養うことが必要です。また、短時間で大意を把握してその内容を活用する多読・速読などを可能にする様々なスキルの養成も必要です。これらのスキルを養成できるよう、指導資料等を活用しつつ、具体的な素材をもとにした教科における授業モデルを作成し、各校において各教科等の学習を支える読解力・言語能力の育成のための実践を推進します。

また、全ての児童生徒が理科や算数・数学に興味を持てるよう、小学校1年生からの指導方法を改善し、数学的・理科学的な見方・考え方を働かせ、事象を数理的に処理・表現する技能や見通しを持って観察・実験するために必要な技能を身に付けるとともに、その良さや楽しさに気づき、生活や学習に活用しようとする態度や、科学的に探究する力・問題解決する態度を養います。

さらに、「プログラミング的思考」の育成をめざし、プログラミング教育に関する教材及び指導案等の作成を行うことで、習得した能力を各教科において横断的に活用することによってより定着を図ります。

自ら考え、答えを導き出す力を向上させることをめざし、囲碁・将棋等の知的ゲームの出前教室の周知、利用推進を図るとともに、効果のあった取組の普及に努めます。

（具体的な取組例）

- ・各教科等の学習を支える言語能力を計画的系統的に育成する「総合的読解力育成カリキュラム」を開発してモデル実施を行い、全ての小学校（3年生以上）・中学校で毎週1時限以上授業として実施
- ・「プログラミング的思考」の育成に向けた、ポータルサイトを通じた各小学校の実践事例の発信及び継続したプログラミング教育に係る研修の実施
- ・学校園における知的ゲーム（囲碁・将棋等）の推進

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「総合的読解力育成カリキュラム」に基づく読解力の育成に毎週1時限以上授業として取り組む学校の割合 【本市調査】	—	100%

4-2 「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実）

（これまでの成果と課題）

- ・「主体的・対話的で深い学び」推進事業（全ての学習の基盤となる言語能力等の育成を重視し、学習・指導方法の改善を図るための実践研究の実施。優れた授業実践や校内研修から得られた成果の普及と共有）
- ・全国平均に満たない学校を中心とした学力向上推進校240校に対する、指導技術に長けた「学力向上指導実践チーム」の定期的な学校訪問での実践的指導
- ・特に課題を有する学校70校（学校力UP支援校）に向けた、指導経験のある「学校力UPコラボレーター」による個々の学校の課題に応じた多面的・総合的な支援

⇒ 取組により、教員の指導力向上を図り、児童生徒の基礎学力の定着及び本市全体の学力向上・改善を図ることができました。しかしながら、本市の学力状況は、「全国学力・学習状況調査」を見ると全ての教科において依然として全国の平均正答率との差があり、引き続き改善に向けた取組を行う必要があります。

また、思考力・判断力・表現力等の育成は、全国的にも課題となっているため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から行う授業改善に向けての教員の指導力向上が、本市においても重点的に取り組むべき課題となっています。

（2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

教員の指導力を向上させることを通して、学習指導要領において、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱として整理された資質・能力を各教科においてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行うとともに、子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」を一体的に充実させます。また、学力向上に支援を要する子どもに対しても、学習習慣や基礎学力の定着を図ります。

全小中学校の教員の指導力向上を図るため、教科等の特質に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善及びICT環境を効果的に用いた「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を一体的に充実させるよう、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら指導助言を行います。

各学校に必要な指導や支援は、教育ブロックの担当指導主事や指導技術に長けた元校長などから構成される「支援チーム」が月3回程度の訪問を通して行います。訪問により学校の状況やニーズをきめ細かく把握した上で、校長のマネジメントの下、学力に課題の見られる全ての児童生徒に支援が行き届くよう、ICTを活用しながら子どもの状況を蓄積・分析・利活用し、データ等の根拠に基づいた必要な支援策を学校と教育委員会が一体となって展開できるようにします。

（具体的な取組例）

- ・授業改善に向けた「支援チーム」による学校訪問を通じた指導助言
- ・学習習慣や基礎学力の定着等に向けた重点的な支援

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)	
「学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、最も肯定的な「思う」と回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	28.3%	35.0%	
	中学校	25.3%	35.0%	
全国学力・学習状況調査における学力に課題の見られる児童生徒の割合※ 【全国学力・学習状況調査】	小学校	国語	22.3%	21.0%
		算数	24.2%	22.0%
	中学校	国語	23.4%	19.0%
		数学	22.4%	19.0%

※全国（公立）の児童生徒全員の正答数分布の状況から、正答数の高い順に概ね25%区切りで、区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ、区分Ⅳの4つに分けたとき、区分Ⅳの割合を「学力に課題の見られる児童生徒の割合」とした。

4-3 英語教育の強化

(これまでの成果と課題)

- ・小中学校9年間を見通した英語教育を推進(平成28年度(2016年度)より、「小学校低学年からの英語教育」を段階的に開始し、平成30年度(2018年度)からは全小学校で実施)
- ・外国語指導助手として英語ネイティブ・スピーカーを小中高等学校に配置
- ・小学校を対象とした、英語授業力向上推進チームによる巡回訪問指導の実施
- ・教員の指導力・英語力の向上に向けては研修を実施

⇒ 取組により、児童生徒の英語を聞き取る力やコミュニケーションへの関心・意欲が高まっています。

また、「聞くこと」「読むこと」の2技能では、CEFR A1レベル(英検3級)相当以上の英語力を有する中学3年生の割合が、令和元年度(2019年度)54.0%に達し、全国平均の44.0%を上回りました。

令和3年度(2021年度)から「大阪市英語力調査(4技能)」を実施し、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能における生徒の英語力を総合的に把握したうえで、その更なる向上をめざすため、教員の指導力・英語力の向上を図る研修等に取り組んでいく必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

児童生徒の豊かな語学力・コミュニケーション能力等を育成するために、「小学校低学年からの英語教育」を引き続き実施するとともに、ネイティブ・スピーカーを全小中学校に配置することで、児童生徒に生きた英語を学ぶ授業と集中的に英語を使う機会を提供します。また、ICTを効果的に活用した教育の充実を図るとともに、大阪市英語力調査(外部)を実施することで、生徒の英語力を的確に把握し、教員の学習指導の改善・工夫につなげていきます。

また、英語の授業を英語で行う等、指導の充実を図るため、中学校においては指導力・英語力育成に向けた研修を実施し、小学校においては巡回訪問指導を実施します。

(具体的な取組例)

- ・小学校低学年からの英語教育の実施 全小学校
- ・英語体験イベントの実施 小中学生対象
- ・ネイティブ・スピーカーの配置 全小中学校
- ・教員の指導力・英語力向上に向けた研修会の実施
- ・「大阪市英語力調査」の実施 中学3年生対象 年1回

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
CEFR A1レベル(英検3級)相当以上の英語力を有する中学3年生の割合(4技能)(再掲) 【本市調査(大阪市英語力調査)】	52.6%	56%

4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用

(これまでの成果と課題)

- ・「全国学力・学習状況調査」を通じた学校の実情の分析、各校への結果データの提供
- ・小学校3年生から6年生における「大阪市小学校学力経年調査」の実施による、児童生徒一人一人の経年的な把握・分析
- ・中学校3年生で「大阪市中学校統一テスト」及び「中学生チャレンジテスト」を実施
- ・中学校1・2年生で「中学生チャレンジテスト」・「大阪市版チャレンジテストplus(社会・理科)」を実施
- ・各種学力調査から見えた課題に対応した「振り返りプリント」の作成及び活用
- ・授業後の「単元別確認シート」の作成及び活用
- ・指導主事の学校訪問による各校に応じた指導助言

⇒ 児童生徒の学力を把握・分析することにより、生徒の課題改善に向けた教育施策に役立ててきました。

その結果、全小中学校による「全国学力・学習状況調査」に係るアンケートでは、「全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と合わせて分析し、具体的な教育活動の改善や指導計画等への反映を行っていますか」の設問に対し、ほとんどの小中学校から「よく行っている」「行っている」の肯定的な回答を得ています。

今後は、きめ細かな指導助言により蓄積されたデータをもとに、児童生徒一人一人の学力状況等を客観的・経年的に分析し、課題把握の最適化を図り、課題を見極めることができるようにするとともに、個々に応じた適切な目標設定を行えるようにし、特に学力向上に支援を要する児童生徒に対しては、学習習慣や基礎学力の底上げを図る必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

「全国学力・学習状況調査」や全市共通テスト等を通して、児童生徒一人一人の学習理解度及び学習状況等のデータを客観的・経年的に把握・分析し、各校へデータ結果の提供や分析手法及びデータ利活用の支援を行うことで、全ての学校で児童生徒の個に応じた指導に活用していきます。また、調査やテスト等から見えてきた課題改善のための教材作成やカリキュラム開発支援・教員の指導力の向上支援等に活用していきます。

(具体的な取組例)

- ・「大阪市小学校学力経年調査」の実施及び結果の経年的分析 全小学校3～6年生
- ・「小学生すくすくウォッチ」の実施及び結果の経年的分析 全小学校5・6年生
- ・「中学生チャレンジテスト」の実施及び結果の経年的分析 全中学校1～3年生
- ・「大阪市版チャレンジテストplus(社会・理科)」の実施及び結果の経年的分析 全中学校1年生

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と合わせて分析し、具体的な教育活動の改善や指導計画等への反映を行っていますか」に対して、最も肯定的な「よく行っている」と回答する小中学校の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	26.5%	50.0%
	中学校	26.7%	50.0%

基本的な方向5 健やかな体の育成

5-1 体力・運動能力向上のための取組の推進

(これまでの成果と課題)

- ・体力向上の取組に向けた全小中学校での自校の「体力づくりアクションプラン」の点検・改訂
- ・令和2年度(2020年度)より、小学校4年生における「新体力テスト(プレテスト)」を実施。その結果を自校の取組に反映し、5年生の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」につなげる取組を実施
- ・多面的な教育的価値があるオリンピック・パラリンピックムーブメント教育を実施
- ・平成25年度(2013年度)策定の「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づいた部活動の充実(部活動指導員の任用、教職員の長時間勤務の解消・地域等の指導力を活用した部活動の在り方の研究)

⇒ その結果、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における児童生徒の体力合計点については、全国平均に年々近づいています。

しかしながら、「1週間の総運動時間が60分未満」の児童生徒の割合は、全国平均と大きく差があることから、一人一人の児童生徒の状況を把握しながら、個々に応じた運動やスポーツに親しむ機会の提供に努め、体力向上に向けた更なる取組を進める必要があります。

部活動指導員については、平日の15時から18時の時間帯に学校で部活動指導ができる適切な人材が不足していることから、引き続き、より効果的な周知活動に取り組んでいく必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、子どもの頃から各教育段階に応じた運動をする機会の提供と個に応じた指導の充実を図ることで、健やかな体を持ち、生涯にわたり運動やスポーツに親しめる人材を育成します。

子どもの体力・運動能力の向上に向けて、小学校での授業や休み時間に子どもが運動意欲を高められる活動について、教員に講習会を行うとともに、その効果に関する実践研究を進め、成果となる活動を全市で共有していきます。教員の指導力向上については、引き続き講習会や研修会を開催するとともに、実践事例等をポータルサイトへ掲載することで高めていきます。

「大阪市部活動指針～プレイヤーズ・ファースト」に基づいた部活動の充実に向け、学校外の人材を活用するとともに、関係機関と連携しながら生徒の発達段階を踏まえた指導者講習会等を開催することで支援を進めていきます。部活動指導員の確保に向けて、より効果的な周知活動に取り組むことで部活動指導体制の充実を図っていきます。

子どもたちが運動やスポーツに楽しく参加できる取組・企画を実施するなど、区役所や経済戦略局と協力しながら、運動やスポーツに親しむ機会を提供する取組を進めます。とりわけ休日の部活動においては、多様な子どもたちが活躍する場を確保するために、地域と子どもが一層つながることをめざし、学校と地域が協働・融合しながら段階的な地域移行を進めます。

(具体的な取組例)

- ・体力向上に関する研修会
- ・実践事例等のポータルサイトへ掲載
- ・部活動指導員確保に向けた周知活動
- ・体力向上に関する講習会
- ・体力向上に関する活動の教員向け講習会及び実践研究
- ・休日の部活動における地域移行 等

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好きですか」に対して、最も肯定的な「好き」と回答する児童生徒の割合 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	小学校	59.1%	62.6%
	中学校	49.0%	53.6%
「1週間の総運動時間が60分未満」の児童生徒の割合 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	小学校	17.2%	12.1%
	中学校	18.3%	15.7%

5-2 健康教育・食育の推進

(これまでの成果と課題)

- ・生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うための、子どもの発達段階に応じた健康教育の推進
- ・新型コロナウイルス感染症に関する「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の作成・周知
- ・全学校園が策定する「学校保健計画」等に基づいた、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、心の健康・精神疾患、性に関する問題、アレルギー疾患(食物アレルギー)、薬物乱用防止などの課題に対する正しい知識の習得に向けた指導
- ・全小中学校での食に関する指導の全体計画(年間指導計画含む)の策定、食育推進組織による組織的食育の推進
- ・平成30年度(2018年度)より、食育推進事業(栄養教諭・学校栄養職員の未配置校が対象)の対象を中学校にも拡充
- ・中学校における「食に関する指導資料」の作成、学校給食を活用した食育教材の充実
- ・令和元年度(2019年度)2学期より、全ての中学校における学校調理方式の給食への移行完了

⇒ 現在は、通信環境の急速な普及や休日の課外活動の活発化など、生活環境の多様性により児童生徒等を取り巻く環境の変化に対応するために、更なる健康教育の推進を図る必要があります。

また食育に関しては、各小中学校で実態に応じた具体的な目標を定めて取り組み、第3次大阪市食育推進計画にも数値目標を掲げている「食に関する指導の評価」を行い、より良い食育を進めていくことが重要です。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

健康教育については、児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう環境の実現をめざします。

そのために、毎年年度当初に学校園ごとに児童生徒等の実態に合わせた学校保健計画を策定することで健康教育を推進します。

食育については、社会状況の変化を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等において、積極的な食育の推進をめざします。

児童生徒の実態を把握したうえで、食に関する指導の全体計画(年間指導計画を含む)を策定のうえ、適切な評価指標を設定し、評価、検証することにより食育を推進します。

(具体的な取組例)

- ・年度ごとの学校保健計画策定による健康教育の推進
- ・食に関する指導の全体計画策定、及び評価、検証による食育の推進
- ・栄養教育推進事業の充実、中学生食育教材「食育つうしん」の配布
- ・「標準献立における食に関する指導資料」の作成、食に関する指導の研修

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
規則正しい生活を身に付けている児童生徒の割合* 【全国学力・学習状況調査】	小学校	87.2%	89.0%
	中学校	86.1%	88.5%
食に関する指導について適切な評価指標を設定し評価を行う小中学校の割合 <第3次大阪市食育推進計画より> 【本市調査】	小学校	79.9% (令和2年度末)	90.0%
	中学校	80.0% (令和2年度末)	90.0%

※児童生徒質問紙の3つの項目(「朝食を毎日食べていますか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」)のそれぞれに対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合の平均を「規則正しい生活を身に付けている児童生徒の割合」とする。

基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

6-1 ICTを活用した教育の推進

（これまでの成果と課題）

- ・平成27・28年度(2015・2016年度)の2年間で各小中学校の普通教室に大型提示装置を1台ずつ整備
- ・平成27年度(2015年度)には校内LANに対応できる授業用ノートパソコン及び各校基本40台の児童生徒用学習者用端末整備。令和元年度(2019年度)には、校内LAN環境の再構築を実施
- ・学習者用端末について、令和2年度(2020年度)中には全小中学校において1人1台環境を整備。あわせて全普通教室等に無線アクセスポイントを設置
- ・令和2年度(2020年度)より、スマートスクール次世代学校支援事業として学習履歴や生活指導状況等の情報を集約・一元化するシステムを運用
- ・令和3年度(2021年度)、児童生徒がいじめアンケートや悩みの相談の申告を家庭などからでも入力できる仕組みを構築
- ・令和3年(2021年)4月から5月に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発出中の児童生徒の学習の機会を確保するため、教室と家庭などを結ぶオンライン学習等を実施
- ・令和3年度(2021年度)、ネットワーク構成のセンター集約型から学校分散型への切り替えを実施
 - ⇒ 今後、新たな感染症や災害など危機管理対応の必要性が生じた場合に、児童生徒の安全安心の確保を最重要課題とする観点から、学年・教科の状況に応じ、各家庭でオンライン学習等を実施できるよう取組を進める必要があります。

（2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ICTを効果的に活用し、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。

また、日常的に子どもたちがICTを主体的に活用し、多様な情報を選択・活用しながら情報活用能力を高め、主体的な学びを通じて育成される資質・能力を、円滑な学びの継続・保障につなげていきます。

情報活用能力においては、児童生徒の発達段階に応じた機器操作の技能の習得や、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに犯罪被害を含む危機を回避するなど、情報を正しく安全に利用できるようにするための情報モラルの育成を図ります。

いつでも、どこでも主体的に学べる環境を整備し、デジタルドリルや協働学習支援ツール等を効果的に活用し、個別最適な学びを推進します。

また、スマートスクール次世代学校支援事業で導入している心の天気、いじめアンケート等により、児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。

なお、子どもの視力低下の傾向等を踏まえ、家庭と連携しつつ、端末利用に当たって児童生徒の健康への十分な配慮を徹底するとともに、最新の医学的知見に基づいた対応を図っていきます。

これらの取組にあたっては、令和2年(2020年)3月に策定した学校教育ICTビジョンに基づき推進することとし、同ビジョンについては、社会情勢や本市の実情、情報通信技術の進展等に合わせて適宜見直しを図ることとします。

令和4年度(2022年度)に教員への授業づくり・機器操作等の重点支援、授業における活用モデルの提示を行い、順次授業でも活用モデルを実践・充実していくこととします。

（具体的な取組例）

- ・学力向上及び生涯にわたって学び続ける力にとって、授業時間外の自学自習の習慣が決定的に重要であることに鑑み、授業にデジタル教材を活用した自学自習を組み込むことで習慣化を図るとともに、端末持ち帰りによる家庭学習を推進
- ・教科ごとの授業モデル(授業での活用場面及び持ち帰りによる家庭学習)の開発・提示
- ・指導事例を活用した情報モラル教育の推進

施 策 目 標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
教員の児童生徒のICT活用を指導する能力に対する肯定的な回答の割合 【本市調査】	77.6% (令和2年度末)	85.0%
授業日において学習者用端末を毎日使用した学校の割合 (ただし、学校行事等ICT活用が適さない日数を除く)(再掲) 【本市調査】	—	100%

6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進（教育ビッグデータの活用等）

（これまでの成果と課題）

- ・本市独自調査の「暴力行為発生件数」や「いじめ認知件数」等の蓄積されたデータの経年的な活用による、いじめ・不登校・問題行動・児童虐待等などの本市が抱える様々な課題の解決に向けた支援
- ・「全国学力・学習状況調査」や「大阪市小学校学力経年調査」等の全市共通の調査結果データを活用した、児童生徒の学力と学習状況の相関関係の分析。それらの客観的なデータについても経年的に分析を行うことで、個々の学校の課題に応じた多面的・総合的な支援を実施

⇒ しかしながら、本市では生活指導面において、いじめの問題や不登校児童生徒の在籍比率が高いこと、学力面においては「全国学力・学習状況調査」で全国平均との差があることなど、依然として課題が山積しています。

今後、これまでの取組を継続しながらも、ICTや1人1台学習者用端末を積極的に活用し、児童生徒の学力面や心情面に関する個別のデータについても経年的・客観的に把握・分析することにより、より多面的に一人一人の児童生徒を丁寧に見ていくことが必要です。

（2030年以降の社会を見据えたためすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

文部科学省のGIGAスクール構想の推進により、ICT環境の改善や児童生徒へ1人1台学習者用端末の整備が図られました。このことを受け、児童生徒一人一人のアンケート結果や学習履歴、健康情報等のデータ及びこれまでの「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、「大阪市小学校学力経年調査」等の全市共通の調査結果データを客観的・経年的に蓄積していきます。そのビッグデータを複合的・多面的に分析・検証しながら、学校の課題に応じた支援、児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を行っていきます。

（具体的な取組例）

- ・「全国学力・学習状況調査」の結果データの活用及び分析
- ・「大阪市小学校学力経年調査」の結果データの活用及び分析
- ・「中学生チャレンジテスト」・「大阪市版チャレンジテストplus(社会・理科)」の結果データの活用及び分析
- ・「小学生すくすくウォッチ」の結果データの活用及び分析
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果データの活用及び分析
- ・「心の天気」、「いじめアンケート」等のデータの活用及び分析

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
本教育振興基本計画に掲げられている施策のうち、各データに基づいて、進捗管理ができていますの割合 【本市調査】	—	100%

基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

7-1 働き方改革の推進

(これまでの成果と課題)

- ・平成26年(2014年)6月に「学校業務改善ワーキンググループ」を設置
- ・令和元年(2019年)12月に「学校園における働き方改革推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を策定、学校園現場の負担軽減に向けた様々な取組を推進
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した、大阪市特定事業主行動計画(「仕事と生活の両立支援プラン」(以下「支援プラン」という。))に沿った、教職員の仕事と子育ての両立支援などの取組を推進

⇒ その結果、教員の長時間勤務の状況は、令和2年度(2020年度)実績を平成30年度(2018年度)と比較すると、月平均時間外勤務時間では、全校種で約36時間から約31時間へ、時間別の時間外勤務時間では、長時間勤務の基準の一つである時間外勤務時間が一か月平均80時間超の教員の人数は全校種合計で約800人から約300人へ減少しました。

こうした状況から、これまでの取組により、推進プランにおける目標達成に向けては順調に進捗しており、引き続き、各取組の効果検証を進めるとともに、社会の状況の変化、部活動に対する取組や支援プランなども踏まえ、教員が働きやすい環境を整備し、長時間勤務の解消を図る必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

教育委員会と学校園現場が共に取組を着実に進め、教員の長時間勤務の解消を通じ、教員が子どもたちの前で健康で生き生きと働くことができ、子どもたち一人一人に向き合う時間を確保することができる環境の実現をめざします。

また、「子育てしながら働きやすい」と実感できる取組として、男性教職員の育児支援などの職場環境づくりと、「一人ひとりの女性が、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境づくり」の取組を両輪として進めることによる、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現をめざします。

令和元年(2019年)12月策定の推進プランは、令和4年度末(2022年度末)までに達成すべき長時間勤務に関する目標を設定していることから、各取組の効果検証を行い、令和4年度(2022年度)中の改訂に取り組むとともに、令和5年度(2023年度)以降、改訂後の推進プランに基づく取組を進め、教員の長時間勤務の解消を図ります。

また、支援プランについては、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを後期行動計画期間として設定し、前期計画期間における内容を継続して取り組むことで、教職員の仕事と子育ての両立を図ります。

(具体的な取組例)

【推進プランに基づく主な取組】

- ・部活動に起因した長時間勤務となっている顧問教員の負担軽減を図る部活動指導員などの専門スタッフの配置
- ・校務支援システムのグループウェア機能活用等を通じたICTの活用による学校経営の効率化
- ・学校への調査・照会文書等の削減や夏季休業中等の学校閉庁日の設定等の継続実施 等

【支援プランに基づく主な取組】

- ・子どもを生み、育てやすい職場環境づくりや男性職員への育児支援 等

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
教員の勤務時間の上限に関する基準を満たす教職員の割合(再掲) << 学校園における働き方改革推進プランより >> 【本市調査】	基準1※	45.3% (令和2年度末)	49.7%以上 (令和4年度末)
	基準2※	70.5% (令和2年度末)	75.4%以上 (令和4年度末)
教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合(再掲) << 大阪市特定事業主行動計画より >> 【本市調査】		23.9% (令和2年度末)	30.0%
平日の「部活動指導員配置後の、部活動指導に関わる時間の変化」について、「減った」とする旨を回答する顧問教員割合 【本市調査(部活動指導員配置部活動の顧問教員アンケート)】		89.3% (令和2年度末)	令和7年度末まで、 毎年度90.0%以上
教育の質の向上を図るために、学校課題や児童生徒情報等を教職員で情報共有するなどシステムを有効に活用していると回答する学校の割合 【本市調査】		90.4% (令和2年度末)	92.0%

※基準1 時間外勤務時間が45時間を超える月数0、かつ、1年間の時間外勤務時間が360時間以下

※基準2 1年間の時間外勤務時間が720時間以下、時間外勤務時間が45時間を超える月数6以下、時間外勤務時間が100時間を超える月数0、直近2～6か月の時間外勤務時間の平均が80時間を超える月数0、を全て満たす。

7-2 教員の資質向上・人材の確保

(これまでの成果と課題)

- ・「教員としての資質の向上に関する指標」に基づいた、キャリアステージに対応した研修の体系的・計画的な実施
- ・本市小中学校の教員をめざす大学生等を対象とした教師養成講座を実施(子ども理解や学習指導等に必要な資質や基礎的な指導力の育成)
- ・平成25年度(2013年度)より「学校活性化事業(がんばる先生支援)」を立ち上げ、教員の主体的な研究・研修活動を推進
- ・平成25年度(2013年度)から令和元年度(2019年度)までに、英語教育指導法海外派遣研修で計90人をオーストラリア、カナダに派遣

⇒ 学校活性化事業では、令和2年度(2020年度)までの8年間で、のべ936の研究活動を支援し、充実した研究の成果を得ることができました。また、海外派遣研修では、研修内容の伝達や公開授業の実施など、その成果を還元してきました。今後は、専門性の高い研修等の実施とともに、「学び続ける教員」を支える仕組みの構築を行う必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要になってきます。このような時代にあって、教職生活全体を通じて、自ら実践的指導力等を高めるとともに、知識・技能の絶えざる刷新を行える、探求力を持った学び続ける教員を育成します。

キャリアステージに対応した研修として、初任教員期において基礎的・基本的な事項や実践的な指導技術力を習得するための新任教員研修、若手教員期において基礎的な指導力をもとに更なる専門的な知識・技能を習得し、経験の浅い教員に助言や支援を行うことをめざす3・4・5年次教員研修等、中堅教員期において教科・領域等の高度で専門的な知識・技能を習得し、学校のマネジメントに参画し、学年や校務分掌等のグループのリーダーを務めることをめざす中堅教員研修、中核・ベテラン期において各分野の高度で専門的な知識・技能に加え、組織の中心として活躍するために必要な力を習得し、学校の企画・運営に参画することをめざす教員「専門」研修を実施します。あわせて優れたリーダーシップを発揮し、「チーム学校」の視点に基づいて学校内・外の関係者との協働を展開できる将来のリーダーの育成、管理職として学校園の組織マネジメント体制を構築し、教職員の力を結束して安定した学校運営を行うことをめざす管理職研修等に取り組みます。また、教育活動で専門性を十分に発揮できるよう「学び続ける教員」を支える仕組みを構築します。さらに、研修・研究などを大学や民間企業と共同開発し、教員の指導力向上を図ります。

深刻化する教員のなり手不足に対応するとともに、多様性を備えたしなやかな教員組織を整備し、社会に開かれた教育課程の実現に取り組むため、特別免許状の積極的な活用により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材(大学院修了者を想定)を教員として登用する採用選考の新たな特例措置等について検討・実施し、多様な人材の採用を進めます。特に、「総合的読解力育成カリキュラム」による「小中学生からのリベラル・アーツ教育」及び先端的な理数教育の担い手については、特別免許状による被採用者を含む多様な人材の確保を図ります。具体的には、中学校の数学・理科等の担当教員として採用を進め、専科教員として小学校へ派遣することについても検討します。

(具体的な取組例)

- ・「教員としての資質の向上に関する指標」をもとにキャリアステージに応じた教職員研修計画の策定・実施
- ・コンプライアンス、人権教育に関する研修の実施
- ・LMS(学習管理システム)を活用した自主的な研修システムの導入
- ・ミドルリーダーの育成(海外派遣研修・大学院派遣等)
- ・産官学との連携による研究活動推進の仕組み[がんばる先生支援(研究支援)、英語教育指導法オンライン研修、「総合的読解力育成カリキュラム」の開発、waku^{x2}.com-beeへ掲載]の構築及び推進
- ・大学との連携・協働による、現場課題の解決につながる、専門性の高い研修プログラムの企画・開発
- ・特別免許状の授与に関して関係先との協議・調整を図り、特別免許状を積極的に活用した採用選考について検討・実施

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「研修が充実していたと思いますか」に対して、最も肯定的な「思う」と回答する研修受講者の割合 【本市調査】	54.6% (令和2年度末)	60.0%
「研修で得た知識や気づきを、今後に活かすことができそうだと思いますか」に対して、最も肯定的な「思う」と回答する研修受講者の割合 【本市調査】	65.2% (令和2年度末)	70.0%

7-3 大学連携の推進（新教育センターの設置）

（これまでの成果と課題）

・次世代の教員・管理職の育成や資質の向上と、現職教員の指導力の向上に向けた大学と連携した協働研究、研修の開発など

⇒ 学力向上や子どもの貧困、不登校、外国につながる児童生徒への支援など本市が抱える多様な教育課題への対応や、教員が働きやすい環境整備、実践的な研究に基づく施策の立案やAIを活用したシステム開発など、大学等専門研究者を含む諸機関と一体となった、これまでにない総合的なシンクタンク機能の強化が求められています。

そこで、教職員の資質向上はもとより、大阪の教育力の底上げを図るため、教育の質の向上に向け、調査・分析・研究を通じて方向性を見出す「シンクタンク機能」や新しいチャレンジを引き出すための「連携・交流・チャレンジ機能」を有するなど、現在の「人材育成機能」を中心とした教育センターの機能の充実を図る必要があります。

（2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築や、教職大学院のリーダーシップによるSociety 5.0時代の教員養成の実現をめざします。

そのためには、変化の目まぐるしい時代にあって、教員だけで全てを担うのではなく、民間企業の知見やノウハウを融合できる仕組みや、大学等専門研究者との密な連携を通して協働して課題を解決できる仕組みを構築することが重要です。そこで、平成30年(2018年)に大阪教育大学と締結した「子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学との包括連携に関する協定」の取組を発展させ、大学と行政、企業等が一堂に会する新しいシンクタンク機能を持った「新・大阪市総合教育センター(仮称)」を、大阪教育大学天王寺キャンパスの敷地内に、連合教職大学院と合築で令和6年度(2024年度)に設置します。

スピーディーで効果的な施策、事業の展開をめざし、新時代に求められる教育内容の研究・開発や、教員の資質向上に関する各種課題へ対応できるよう、開所に向け取り組みます。また、養成・採用・研修を一体として捉え、大学と連携・協働してプログラムの企画・開発をします。

本市の教育課題や学校だけでは解決困難な諸課題が絡み合う課題解決を図るため、大学等専門研究者や教育センターと協働して研究を行う学校を「新・大阪市総合教育センター(仮称)拠点校・連携校^{*}」と位置づけ、実践研究を通して新しい教育課程・指導方法を開発していきます。

あわせて、大阪公立大学など多種多様な大学との連携も図り、大阪の教育力の底上げをめざします。

（具体的な取組例）

- ・大学と連携・協働した、養成・採用・研修の一体化に向けたプログラムの企画・開発
- ・現場の実践と理論を往還させながら、大学と協働で研究を行う「教育センター拠点校・連携校」の試行・実施
- ・協働研究のテーマ及びスキームの検討・実施、成果の全市発信
- ・新・大阪市総合教育センター(仮称)の構築・本格稼働

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
大学と協働して、教員研修を行った数 【本市調査】	5 (令和2年度末)	7以上
拠点校・連携校 [*] の制度を活用して、大学との連携により学校現場の課題解決に取り組み、その成果を全市に広めた数 【本市調査】	—	9以上

※拠点校・連携校とは、本市や全国の教育課題または、それぞれの学校の独自の課題について、教育センターや大学等と協働して解決を図る学校のこと。さらに、拠点校では研究のフィールドを大学から拠点校に移し、教育現場の課題の解決をめざした研究を通して、高度な見識と力量を兼ね備えた人材育成を図ります。

7-4 教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）

（これまでの成果と課題）

- ・令和2年度(2020年度)より、指導部の小中学校の支援を直接担っている部門を4つに分けるとともに指導主事を増員し、新たに設置した担当部長の下で学校現場をきめ細かく支援する4つの教育ブロックの体制を構築
- ・教育ブロック会議において支援策を策定、各教育ブロック内の学校の実情や課題に応じたきめ細かな支援の実施
- ・学力向上施策以外に関して、各教育ブロックの担当指導主事等によるきめ細かな対応による、学校への支援の強化
⇒ これまで多くの学力向上施策に取り組んできましたが、今後の更なる学力向上のためには、よりきめ細かに指導助言等を行う必要があります。

（2030年以降の社会を見据えたためすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

引き続き各教育ブロック内の学校の状況に応じた、きめ細かな支援を実施できるよう、担当指導主事が各学校に対し指導助言を行うのみならず、学校訪問等で各学校の詳細な情報・ニーズを把握していきます。

それらをもとに、各教育ブロック会議において支援策を策定し、学校の学力向上の取組を支援します。

また、各教育ブロックおける取組について、ブロック間で好事例を共有し相互に高めあいながら、今後もきめ細かな学校支援につなげていきます。

（具体的な取組例）

- ・担当指導主事による学校訪問等
- ・ブロック化による特色ある学校支援事業

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
ブロック化による学校支援事業報告の目標の達成状況において「目標どおり」又は「目標を上回る」と回答する学校の割合 【本市調査】	89.1% (令和2年度末)	95%以上

7-5 カリキュラム・マネジメントの推進（校園長によるマネジメントの強化）

（これまでの成果と課題）

- ・校長のリーダーシップに基づき、児童生徒の実情・実態に即した創意ある教育実践の展開に向けた予算（校長経営戦略（支援）予算など）の確保
- ・学校園・地域の実情に応じた教職員組織の構築に向けた、人事異動に関する校園長の意見の尊重
- ・校園長が定めた目標に向けた人材を集めるための公募制の実施
- ・様々な課題に対応できる組織マネジメント体制の確立（校長公募や副校長、教頭補佐（首席）、教頭補助の配置を含めた組織体制の強化）

⇒ これらの施策を通して、各校が取組の年度目標を達成したり、課題を改善したりするなど、肯定的な回答を得られています。一方、平成29年度（2017年度）には学習指導要領が告示され、小学校、中学校ともに全面実施となり、各校におけるカリキュラム・マネジメントの実現は喫緊の課題です。

各校においては、法令及び条例等に従い、かつ教育振興基本計画などの方針に基づき、教科等の目標や内容を見直し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行う必要があります。

（2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

法令及び条例等に従い、かつ教育振興基本計画などの方針に基づき、校園長が十分に裁量を発揮し、学校全体として、教員の負担軽減や独自の創意のある教育実践が取り組めるように、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの実現を図ります。

校園長・教頭等の組織マネジメント力を高め、各校の課題・特性等に応じた教職員等の配置を行います。また、各校において校園長がリーダーシップを発揮し、「チーム学校」として「運営に関する計画」に掲げた目標を達成できるよう、必要経費の配付を行います。

カリキュラム・マネジメント実施の課題に対しては、校内研修パッケージを作成し、各校における研修の充実を図るとともに、先進的事例についての情報共有を図ります。また、学校と連携した研修を実施し、カリキュラム・マネジメントについての理解促進を図ります。

（具体的な取組例）

- ・校長経営戦略支援予算の基本配付 全校
- ・校長経営戦略支援予算の区担当教育次長執行枠 全区役所
- ・副校長の配置
- ・教頭補佐（首席）の配置
- ・教頭補助の配置
- ・校内研修パッケージの作成及び改善
- ・先進的取組の情報発信、管理職研修の実施、大阪教育大学との連携、指導員の直接指導
- ・研究協力校・協力員の募集・実践推進及び共同研究の実施
- ・研究の成果と課題の分析及び改善

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか」に対して、最も肯定的な「よくしている」と回答する小中学校の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	28.9%	35.0%
	中学校	29.8%	35.0%

7-6 学校配置の適正化

(これまでの成果と課題)

- ・平成22年(2010年)の大阪市適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)」に基づいた、児童のより良い教育環境の整備に向けた学校配置の適正化の取組
- ・平成26年(2014年)3月、児童のより良い教育環境の確保と教育活動の充実の早期実現をめざし「学校配置の適正化の推進のための指針」を策定
- ・令和2年(2020年)4月、大阪府立学校活性化条例を改正施行、あわせて大阪府立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定
 - ⇒ 今後更なる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境の提供が求められています。そのためには、学校配置の適正化に係る方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、引き続きルールを共有して取組を進めていく必要があります。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるため、学校配置の適正化の基準と進め方について規定する条例等に基づき、学校配置の適正化を進めます。また、小中一貫校、義務教育学校を含む「小中一貫した教育」の推進について、考え方等を教育委員会事務局内のプロジェクトチームにおいて検討していきます。

(具体的な取組例)

(令和4年度)

- ・生野中学校区における4小1中の学校再編による義務教育学校の開校、田島中学校区における2小の学校再編による施設一体型小中一貫校の開校、大池中学校区における2小の学校再編による連携型小中一貫校の開校

(令和4年度以降)

- ・学校再編整備計画の策定に向け、取組内容を滞りなく実施するとともに、学校再編整備計画を検討した学校のうち、統合後の内容が確定した学校から順次、学校再編整備計画を策定・公表

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
学校適正配置対象校のうち学校再編整備計画案を検討する学校 【本市調査】	32校	学校再編整備計画の策定に向け、取組内容を滞りなく実施する。 学校再編整備計画を検討した学校のうち、統合後の内容が確定した学校から順次、学校再編整備計画を策定し、公表する。
学校適正配置対象校のうち学級数・児童数の推移を十分に注視し、学校再編整備計画案を検討する学校 【本市調査】	43校	

基本的な方向8 生涯学習の支援

8-1 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組

詳細は、生涯学習大阪計画をご覧ください。

（これまでの成果と課題）

- ・平成4年(1992年)「生涯学習大阪計画」策定
- ・平成18年(2006年)「第2次生涯学習大阪計画」策定
- ・平成29年(2017年)「第3次生涯学習大阪計画」策定
- ・令和3年度末(2021年度末)を期限とする第3次計画では、「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」という基本理念に基づいた生涯学習を実施
- ・「知識・情報基盤」として市立図書館の調査相談機能・情報提供サービス高度化を推進
- ・市立図書館の電子書籍等のデジタルコンテンツの拡充

⇒ 生涯学習推進員など様々なボランティア人材の育成が着実に進んできましたが、学習活動・市民活動の担い手の更なる育成や、担い手の高齢化・固定化などへの対応が必要です。

市立図書館では、非来館型サービスの利用が増加している一方で、来館者や貸出件数はなだらかに減少しています。これからの地域の知の拠点、生涯学習の拠点としての場の醸成を検討する必要があります。

（2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

人生100年時代を見据え、第4次計画の新たな「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」の基本理念の下、生涯学習の支援を通じて「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち」「多様な市民が支えあい共に生きるまち」の実現をめざします。

本市の生涯学習センターをはじめとする生涯学習関連施設や、生涯学習ルーム等の資源を活用し、子ども・青少年、成人、高齢者等、各ライフステージに応じた学習支援を行うとともに、保護者が家庭において子どもの発達段階に応じた適切な教育ができるようにするための家庭教育や、障がいのある人、外国につながる人等、多様なニーズに応じた生涯学習の支援を行います。これまで生涯学習につながっていなかった層に届くよう、とりわけICTを活用した学習機会の充実を図ります。

支え合い共に生きる社会を創るため、生涯学習を支える人材育成を重点的に行うとともに、学びによるネットワークづくり、多様な主体との連携・協働を支援します。

いつでも、どこでも、だれもが、課題解決に必要な情報にアクセス可能な創造都市の知識・情報基盤である「知識創造型図書館」の機能充実に向け、中央図書館を核とした一体的運営を行いながら、本などの資料だけでなくICTを活用し、図書館がハブとなり、人と人、人と情報との出会いの場を提供します。

（具体的な取組例）

- ・ICTの特性を生かした学習機会の提供
- ・各ライフステージや多様なニーズに応じた生涯学習の支援
- ・支え合い共に生きる地域づくり、まちづくりの推進に向けた、学習活動の担い手等の更なる育成の推進
- ・デジタルコンテンツ等資料/情報の充実
- ・人やネットワークによる情報と新しい出会いの場の提供

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
現在、またはこの1年間のうちに、一定期間継続した生涯学習活動(市民生活・社会問題・一般教養に関する学習、ボランティア、仕事に関する知識や技術、資格取得、趣味・習い事、スポーツ・健康づくりなど)を行っている市民のうち、生涯学習活動で身に付けた知識・技術等の成果を、ボランティア活動や地域活動に活用している市民の割合 【本市調査(民間を活用したネット調査)】	16.3% (令和2年度末)	20.0%
市立図書館来館者数とHPアクセス件数の合計 【本市調査】	14,177,782件 (令和2年度末)	1,680万件以上

8-2 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組

(これまでの成果と課題)

詳細は、大阪市子ども読書活動推進計画をご覧ください。

- ・平成18年(2006年)に「大阪市子ども読書活動推進計画」策定
- ・平成25年(2013年)に「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」策定
- ・平成30年(2018年)に「第3次大阪市子ども読書活動推進計画」策定

⇒ 全ての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校が連携して取り組んできました。

「全国学力・学習状況調査」においては、全国平均には及ばないものの、「学校図書館や地域図書館を利用しない」、「読書を全くしない」児童生徒の減少、「読書は好きだ」という児童の増加など改善がみられます。

一方、「読書は好きだ」という生徒は減少し、市立図書館13歳～19歳の登録者数も減少が見られるなど中高生の読書離れへの対応が求められます。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

本市の全ての子どもが自ら生き生きと読書に親しむことをめざし、言語力、感性、創造力、表現力を育む読書習慣を形成します。

「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校が連携して、乳幼児期から発達段階に応じて途切れなく読書環境整備に取り組むとともに、一人一人の多様性に応じた対応により、読書習慣の形成をめざします。

紙の本とデジタルコンテンツの両方を効果的に組み合わせ活用できる力を育むため、引き続き紙の本による読書推進を進めるとともに、電子書籍の活用促進など、ICTを活用した情報発信を行います。

図書館が事務局として認識の共有と連携を推進する「子どもの読書活動推進連絡会」の開催や、区役所や関連団体、市民主体の取組など、多様な人々との連携・協力の拡大を図ります。

学校教育においては、読書環境の充実を図るとともに、読書活動を通して読解力を育むことにも留意します。

(具体的な取組例)

- ・一人一人の多様性や発達段階に応じた子どもの読書環境の整備・充実(市立図書館における児童書の充実、乳幼児向け催しの実施、読書に親しむ児童生徒の育成等)
- ・子どもの読書活動に関する普及・啓発(児童図書リスト「こどものほんだな」、電子書籍の活用促進などICTを活用した情報発信等)
- ・人と本、人と人をつなぐ場の拡大(区役所、就学前施設、学校等、地域の関係諸機関・団体やボランティアとの連携・協力、「子どもの読書活動推進連絡会」の継続実施等)

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」に対して、「読書を全くしない」と回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	29.9%	23.5%
	中学校	49.1%	44.0%
「読書は好きですか」に対して、肯定的に回答する児童の割合 【本市調査(大阪市小学校学力経年調査)】		72.5% (令和2年度末)	76.5%

8-3 学校図書館の活性化

(これまでの成果と課題)

- ・平成27年度(2015年度)から学校図書館活用推進事業開始
- ・蔵書の充実(大阪市図書標準:小学校7,000冊中学校8,000冊)を平成29年度(2017年度)全校で達成、以降維持
- ・人材の配置(学校図書館補助員を週1日全校に、補助員を支援する学校図書館補助員コーディネーターを市立図書館に配置)
 - ⇒ 学校図書館の開館時間の増など環境整備が進み、児童生徒・教員の利用機会が拡大、教職員の学校図書館・読書活動への意識が向上して、より専門的な相談・支援要請も増加しました。その結果特定の教員に集中していた学校図書館運営や管理に関する業務負担が一定軽減されました。
 - しかしながら、学校図書館を活用した授業・その他の教育活動の充実について、学校(教科、教員)間で取組に開きがあり、教員への支援の充実が求められます。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

学校図書館は、読書活動における利活用に加え、授業での様々な学習における利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割を果たします。

学校図書館が、読書指導・活動の拠点としての読書センター機能と、教育課程の展開に寄与し情報活用能力の育成に必要な支援を行う学習・情報センター機能等の役割を果たします。

そのために、次のとおり取り組みます。

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整え、各教科等において計画的継続的に利活用できるよう図ります。

学校図書館に必要な蔵書冊数を確保し、多様なメディアにも留意して、児童生徒の興味に応えられるよう幅広い分野の資料を揃えます。また、学校司書の配置を進めるとともに、その他の学校図書館に関わる職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、学校図書館の更なる活性化を図り、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします。

市立図書館は図書館の持つ資源を活かして学校との連携協力を図り、団体貸出、調べ学習への支援等を行います。

(具体的な取組例)

- ・蔵書構成や様々なメディアに留意した、計画的な資料の選定・廃棄・更新による調べ学習に役立つ蔵書の充実
- ・学校図書館のより効果的な活用につながる人的整備(学校司書配置や、学校図書館に関わるその他の職員、図書ボランティア間の協働)
- ・市立図書館と学校との連携協力による団体貸出、調べ学習への支援等

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
学校図書館貸出冊数(児童生徒1人当たりの年間貸出冊数) 【本市調査】	小学校	29冊 (令和元年度末)	38冊
	中学校	3冊 (令和元年度末)	6冊
「学校図書館やその蔵書を活用した授業を計画的に行いましたか」に対して、「週に1回程度、または、それ以上行った」又は「月に数回程度行った」と回答する学級担任の割合 【本市調査(大阪市小学校学力経年調査)】		69.7% (令和2年度末)	80.0%

基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

9-1 教育コミュニティづくりの推進

(これまでの成果と課題)

- ・学校園の運営に対し、保護者や地域住民の参加を促進するような制度の構築及び運営並びに学校園の積極的な情報発信による開かれた学校づくりの取組
- ・学校を拠点とした市民の主体的な学びの支援、子どもと大人がともに学び交流する学習機会の充実
- ・学校教育支援や地域住民の交流の催し、子育て・教育の情報を地域で共有するための情報収集・発信
- ・各校区の「小学校区教育協議会ーはぐみネットー」などを通じた地域の様々な団体等の協力による、登下校時の見守り活動、読書活動支援、地域の交流行事などの取組

⇒ 取組の結果、「学校協議会を通して、保護者・地域等の学校運営への参画が進んだ」と回答する学校協議会の割合は高い傾向にあります。

学校園や地域における教育課題の解決には、学校園・家庭・地域が協働して取り組むことが重要であることから、社会総がかりで子どもを育むため、引き続き地域における人材を確保しながら、学校を拠点として、地域社会で子どもの健全な成長発達を促す「教育コミュニティ」づくりを一層推進していく必要があります。

(2030年以降の社会を見据えたためすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

全ての学校園に設置している学校協議会において、運営に関する計画の策定などに保護者や地域住民など学校関係者の意向を反映するとともに、学校関係者が評価することを通じて、開かれた学校運営を進めます。また、学力の状況などの学校情報を保護者や地域住民などに積極的に提供し、学校運営における説明責任を果たします。

また、区役所と連携し、生涯学習ルーム事業をはじめとする、学校を拠点とする様々な生涯学習関連事業を通して、学習や活動の成果を学校園の支援のほか、地域に還元する活動につなぐ、「教育コミュニティづくり」を進めます。

少子高齢化、人口減少などの環境の変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、引き続き学校や地域を拠点とした学習機会の充実や、日常での子どもの見守りといった地域による学校支援の取組、学校・地域・家庭の連携による取組などにより、「教育コミュニティ」の一層の充実を図っていきます。

(具体的な取組例)

- ・学校協議会のマニュアル等を適宜見直し、保護者や地域住民へのより一層の情報提供
- ・区役所と連携した生涯学習ルーム事業等の支援
- ・各区役所の生涯学習推進員を対象とした連絡会議

施策目標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
教育コミュニティの推進により、保護者・地域等の学校運営への参画が進んだと回答する学校の割合 【本市調査】	90.9% (令和2年度末)	95%以上
世代間交流や地域と学校が連携した活動を行っている生涯学習ルームの割合 【本市調査】	61.0% (令和2年度末)	100%

9-2 地域学校協働活動の推進

(これまでの成果と課題)

- ・学校を拠点とした、地域社会で子どもの健全な成長発達を促す「教育コミュニティづくり」の推進
- ・小学校区に設置する「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」において、登下校時の見守り活動、読書活動支援、地域の交流行事などの取組
- ・中学校区に設置する「学校元気アップ地域本部」において、学校支援ボランティアを募集し放課後等の自主学習支援、学校図書館の活性化などの取組

⇒ 子どもたちの生活習慣の改善や学力向上、安全な環境づくりは依然として本市の大きな課題です。学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総がかりで対応するとともに、新学習指導要領がめざす「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域と学校がパートナーとしてより一層連携・協働することが必要です。

(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容)

地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進し、「社会に開かれた教育課程」の実現及び学校・家庭・地域の連携による総合的な教育力の向上など、学校を核とした地域づくりをめざします。

そのため、地域活動協議会との連携により、これまで「はぐくみネット」「学校元気アップ地域本部」において取り組んできた活動を更に充実させ、継続的・安定的な仕組みとします。また、区役所をはじめ関係局と連携し、機能強化及び担い手の確保・活性化等も進め、地域学校協働本部としての活動の推進を図ります。

「はぐくみネット」「学校元気アップ地域本部」と学校協議会が連携し、学校における教育活動支援の一層の充実を図ります。

地域や学校と、地域学校協働活動の意義や目的を共有するための取組を進めます。

(具体的な取組例)

- ・小学校区・中学校区における、様々な地域学校協働活動の実施
- ・「はぐくみネット」「学校元気アップ地域本部」等と学校協議会との連携による学校教育活動の支援の充実
- ・管理職、学校協議会のメンバーに向けた地域学校協働活動に関する研修の実施
- ・学校元気アップ地域本部事業の地域コーディネーター対象の連絡会、はぐくみネットコーディネーター対象の研修会の実施
- ・地域と学校が、地域学校協働活動の意義や目的を共有するための啓発推進

施策目標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合(再掲) 【全国学力・学習状況調査】	小学校	73.2%	85%
	中学校	63.4%	77%

(1) 根拠法令

教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

大阪市教育行政基本条例(平成24年大阪市条例第75号)(抄)

(教育振興基本計画の策定義務)

第3条 本市は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を定めなければならない。

(教育振興基本計画の策定手続)

第4条 市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成するものとする。

2 教育振興基本計画は、市会の議決を経て定めなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議が調わなかったときは、教育委員会の意見を付して教育振興基本計画の案を市会に提出しなければならない。

4 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市における教育の振興のための基本的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、本市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

6 市長は、第2項の議決があったときは、遅滞なく、教育振興基本計画を公表しなければならない。

7 前各項(第4項を除く。)の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。

(2) 用語解説

●あ行

【アイデンティティ】

自身が時や環境の変化にかかわらず、連続する同一の存在であること

【アジェンダ】

計画や予定表のこと。また、政治・政策的な分野で、検討事項や行動計画の意味で用いることが多い

【インクルーシブ教育】

障がいのある者と障がいのない者が同じ場でともに学ぶこと

【大阪市版スクールロイヤー】

各学校の担当弁護士を決め、教育委員会事務局指導部の担当指導主事と日頃より電子メールや電話、相談窓口により連絡や相談を行い、必要に応じて、弁護士だけでなく臨床心理士等の他職種の専門家と一緒に学校園に派遣することで、多面的に学校園の課題に対応

【オリンピック・パラリンピックムーブメント教育】

オリンピック・パラリンピック競技大会の価値や精神を学ぶ機会等を提供するなどスポーツを通じ、若者を教育することを目的とするもの

●か行

【学校調理方式】

校内に給食室を設置して、給食を調理する「自校調理方式」と給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する「親子調理方式」を合わせた本市独自の呼称

【学校力UPコラボレーター】

学校力UPチーフコラボレーターの下、学力向上アクションプランに基づいた学力向上等、学校力向上のための取組の企画、実施等、個々の学校課題に応じた総合的な支援を行う人員

【学校力UPチーフコラボレーター】

校長と協働し、学校の課題を把握し、学力向上アクションプランの策定及び進捗管理を行う人員

【カリキュラム】

学校教育において、教育内容を系統立てて編成したもの。教育課程のこと

【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

【キャリアステージ】

職務・職責に応じた段階

【キャリア・パスポート】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ(キャリア教育の記録)のこと

【キャリア発達】

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと

【グローバル化】

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること

【校務支援システム】

教職員の校務負担の軽減を図るシステムのこと。教職員間の情報共有により、職員朝礼や職員会議等の日常連絡業務が効率化できるグループウェア機能(連絡掲示板・行事予定表等)、手書きや転記作業を無くし校務の効率化を図る校務支援機能(出欠管理・成績処理・通知表作成等)、保護者や地域からの学校理解が深められるコミュニケーション機能(ホームページ等)がある。

【コンピテンシー】

知識や技能(スキル)そのものではなく、それらを駆使して業務上の課題を遂行・解決する能力に着目した概念

【コンプライアンス】

法令遵守。本市では、法令等をしっかり守ることを基本とし、全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これにこたえていくこととしている。

●さ行

【参酌】

他のものと照らし合わせて、長所を取り入れること

【ジェンダー】

社会的性別。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念

【社会的包摂】

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

【小中一貫した教育】

小・中学校の義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育を展開するための取組

【小中学生からのリベラル・アーツ教育】

情報を正しく読み取り要約することに加え、読み取ったものから考えを形成すること、更にその考えを表現するとともに、交流してその考えを広めたり深めたりすること、これらができる力を総合的読解力とし、この総合的読解力の育成をめざし本市立全小中学校で取り組む教育

(参考)一般に「リベラル・アーツ」とは、専門職業教育としての特定の技術の習得とは異なり、思考力・判断力のための汎用的知識の獲得や知的能力の発展を目標にする教育を指すものとされる。現在の社会では、予め解決策が分かっているわけではない様々な問題に立ち向かうことが必要であり、幅広い視点から物事を捉え、深く考え、的確に表現して伝える資質・能力を養う、このような教育が求められており、大学教育のみならず、高校教育においても、探究的な学習の時間が数多く取り入れられている。

【シンクタンク機能】

専門的な調査・分析・研究を進め、問題解決や取組の方向性などを提言する働き

【スキーム】

体系的な計画。構想。枠組み

【スクールカウンセラー】

いじめや校内暴力、不登校や高校中退等の学校不適応など学校教育をめぐる様々な問題への対策として学校に配置している心理学の専門家

【スクールソーシャルワーカー】

福祉的なアプローチで学校・家庭・地域などの環境に働きかけながら、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、問題の解決を図る人員

【スマートスクール次世代学校支援事業】

「校務支援システム」と「学習系システム」を安全かつ有効的に連携させ、これらのシステムを日常的に使うことによって、蓄積される校務や学習にかかるデータを集約し、学校の状況や児童生徒の学びを一元化し、可視化するシステム「ダッシュボード」機能を段階的に導入。「ダッシュボード」機能は、児童生徒の学習の振り返りを促すきっかけとなるとともに、教員の指導力の向上、学級・学校運営の改善や教育の質の向上を図る手段。「ダッシュボード」の活用により、児童生徒、教員、管理職のそれぞれにとって有益なデータ(エビデンス)の見える化を実現し、学級・学校運営の深化充実をめざすことを目的とする。

【セーフティ・プロモーション・スクール】 SPS (Safety Promotion School)

平成25年6月に閣議決定された教育振興基本計画に示された自助・共助・公助の理念の下に、教職員、児童・生徒、PTA、地域が参加する共感と協働に基づく安全教育・安全管理・安全連携を推進する新たな「学校安全」の取組

●た行

【大綱】

ある事柄の基本、根本となるもの。大本(おおもと)

【地域学校協働活動】

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと

【地域活動協議会】

おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み

【デジタルコンテンツ】

コンピュータやスマートフォンなどで利用するためにデジタル化された情報。映像・音声・文字など

【デジタルトランスフォーメーション】 DX(Digital Transformation)

2004年にスウェーデンのエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念で、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。デジタル変革

【特別免許状】

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状

【トピック】

論題や題目のこと。話題になる出来事

●な行

【ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）】

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方

【認定こども園】

幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に受け入れ、子どもを育てている全ての家庭が子育て相談などの子育て支援を受けられる施設

【ネイティブ・スピーカー】

ある言語を母語として話す人

【ネグレクト】

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護・世話・養育・介護などを怠り、放任する行為のこと

●は行

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの

【パブリック・コメント】

行政における計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見・提言を求め、寄せられた意見等に対する行政の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して意思決定を行う仕組みのこと

【プレイヤーズ・ファースト】

生徒の個性を理解し、その生徒が主体的な判断の下、自主的・自発的に活動できるよう指導すること。生徒第一主義

【プログラミング教育】

コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育むこと

【プログラミング的思考】

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

【ポータルサイト】

インターネット上で目的の情報を探し出すための入口となるウェブサイトのこと

●ま行

【マネジメント】

管理、経営などのこと。本市の「市政改革マニフェスト(市政改革基本方針)」(平成18年2月)では、人材・資産・資金を有効に活用し、健全かつ持続可能な経営体質を確立することとされている。

●や行

【ヤングケアラー】

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

●わ行

【ワーキンググループ】

特定の作業のために集められた集団。作業部会

●A～Z

セフアール

【CEFR】 Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessmentの略

外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠

ヨーロッパにおける外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられる枠組みであり、A1は英検3級相当以上のレベルとされ、A2は英検準2級相当以上のレベルとされる。

【Education2030プロジェクト】

OECD(経済協力開発機構)において、2015年から進めてきたプロジェクト
2030年という近未来において子ども達に求められるコンピテンシーを検討するとともに、そうしたコンピテンシーの育成につながるカリキュラムや教授法、学習評価などについて検討していくもの
我が国は、2015年のプロジェクト開始当初からこのプロジェクトに参加し、国際的なコンピテンシーの枠組み設計やカリキュラムに関する議論に積極的に貢献してきた。本プロジェクトにおける議論や研究の成果を、学習指導要領改訂の議論において参照するとともに、我が国が伝統的に大切にしてきた「知・徳・体」の育成を通じた全人的な人間形成の考え方などについての提案を行うなど、これまでの国際的な議論において重要な役割を果たしてきた。

【ESD】 Education for Sustainable Developmentの略

「持続可能な開発のための教育」のこと。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習・教育活動

【GIGAスクール構想】

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

【ICT】 Information and Communication(s) Technologyの略

情報通信技術のこと

【NGO】 Non-governmental Organization(非政府組織)の略

もともとは国連の場で政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったもの。最近では、NGOは開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府非営利組織を指すのに使われている。

【PDCAサイクル】

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字を取ったもの。計画から改善までを一貫した流れのものとしてとらえ、更にそれらを循環させることで、以降の事業・計画の改善に結びつけようとする考え方

【SDGs】 Sustainable Development Goalsの略

持続可能な開発目標

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

【Society 5.0】

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画(2016-2020)において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

わくわくコンビー

【waku^{x2}.com-bee（大阪市の授業のスタンダード）】

大阪市教育センターが中心となり作成した、授業に関する様々な情報を幅広く取りまとめた教員用情報データベースの名称

(参考)

大阪市教育局基本条例 (抄)

(教育振興基本計画の策定手続)

第4条 省 略

2 教育振興基本計画は、市会の議決を経て定めなければならない。

3-7 省 略